

6月13日	6月5日	
追加議案の送付書朗読		
第八七号議案 第九七号議案 承第二号 請願 第一〇一号議案 第一〇二号議案 (追加)	第八七号議案 第九七号議案 承第二号	
委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論	業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 早川昌枝 答弁 小寺知事 福島健康福祉担当理事 田中農業担当理事 一般質問 狩野浩志 答弁 小寺知事 内山教育長 加藤総務担 当理事 横尾企画担当理事 大木環境・ 森林担当理事 大崎産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 桑原 功 答弁 加藤総務担当理事 福島健康福祉担 当理事 一般質問 長谷川嘉一 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 谷口病院管理者 福島健康福祉担 当理事 大崎産業経済担当理事 一般質問 松本耕司 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 福島健康福祉担当理事 川西県土 整備担当理事 一般質問 中沢丈一 答弁 小寺知事 高橋警察本部長 田中農 業担当理事	
委員長報告 第八七号議案、第九七号議案及 び承第二号並びに各請願は委員 長報告のとおり可決、承認及び 決定 特定事件の継続審査 知事の提案説明 第一〇一号議案、第一〇二号議 案、原案に同意	議案の委員会付託 休会の議決	

本会議第一日（五月二十六日）

桑原 功、久保田順一郎、亀山豊文の各議員を指名

◎議席の一部変更

富岡市区及び山田郡区補欠選挙に伴い、着席のとおり変更することに決定

◎会期の決定

会期は五月二十六日から六月十三日までの十九日間とする
ことに決定

◎新議員の紹介

今井 哲議員（四月二十三補欠選挙当選）
須藤日米代議員（五月二十一日補欠選挙当選）

◎発議案の付議（職員朗読）

議第六号議案 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

◎新任者の紹介

横尾恒夫企画担当理事（四月一日付）
田中 修農業担当理事（四月一日付）
大崎茂樹産業経済担当理事（四月一日付）

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

本発議案は原案のとおり可決

◎諸般の報告

三月二十日付をもって岩井賢太郎議員、三月三十一日付をもって石原 条議員、四月十二日付をもって岡田義弘議員から議員の辞職願が提出され、許可したことを報告

◎議案の上程

第八十七号議案 平成十八年度群馬県一般会計補正予算（第二号）
第八十八号議案 群馬郡榛名町を廃止、その区域を高崎市に編入
する処分に伴う関係条例の整理に関する条例

第八十九号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

第九十号議案 群馬県県税条例の一部を改正する条例

第九十一号議案 群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

第九十二号議案 群馬県卸売市場条例の一部を改正する条例

第九十三号議案 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

◎会議録署名議員の指名

第九十四号議案

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例

第九十五号議案 群馬郡榛名町を廃し、その区域を高崎市に編入することについて

第九十六号議案 沼田市と利根郡みなかみ町との境界変更について

第九十七号議案 損害賠償請求事件の和解について

第九十八号議案 群馬県名誉県民の選定について

承 第 二 号 専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係一件、事件議案十二件、合計十三件であります。

まず予算関係であります。平成十三年に警察官が職務質問をしようとした大学生が交通事故で亡くなった事件について、裁判上の和解により賠償金を支出するため、所要の補正を行うものであります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第九十八号議案は、障害を克服し、永年優れた詩画の創作活動を続け、多くの人々に生命の尊さを伝え、深い感動と生きる勇気を与え続けている星野富弘氏の功績をたたえ、名誉県民の称号を贈り、顕彰しようとするものであります。

承第二号は、県議会議員補欠選挙など、実施時期の関係から早急に処理を要するため専決処分したものについて御承認をお願いするものであります。

◎意見の聴取

第八十九号議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎委員会付託を省略し、採決

第九十八号議案は原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

五月十九日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

五月二十九日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月三十日）

◎議長の辞職

中村紀雄議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎議長退任のあいさつ

◎議長の選挙

大澤正明議員 当選

◎議長就任のあいさつ

大澤正明議長

◎副議長の辞職

中沢丈一副議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎副議長退任のあいさつ

◎副議長の選挙

関根罔男議員 当選

◎副議長就任のあいさつ

関根罔男副議長

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会委員の設置及び所管事項の一部変更

環境共生社会特別委員会は廃止し、決算・行財政改革特別委員会を設置するとともに、地域活性化対策特別委員会の所管事項の一部及び委員の定数を変更し、安全・安心なくらし特別委員会所管事項の一部を変更

◎特別委員会委員の辞任及び選任

決算・行財政改革特別委員会の委員の選任並びに地域活性化対策、安全・安心なくらし及び教育環境づくりの各特別委員会委員の辞任に伴う選任については、配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告

図書広報委員会について、配付の名簿のとおり指名
大澤正明議長から議長就任に伴い県土整備常任委員辞任の報告

各委員会の正副委員長互選の結果報告

追加議案の送付書を職員朗読

◎追加議案の上程

第九十九号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選任について

第一百号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、監査委員の選任についてであります。

これは、議会の議員のうちから選任いたしました監査委員五十嵐清隆氏及び星野 寛氏が五月二十九日に辞任されましたので、

その後任者として荻原康二氏及び亀山豊文氏を選任しようとする
ものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎休会の議決

五月三十一日及び六月一日は、議案調査のため本会議を休会
とすることに決定

本会議第三日（六月二日）

◎諸般の報告

第八十九号議案について、群馬県人事委員会から提出された
意見書を配付

◎一般質問（第八十七号から第九十七号までの各議案及び承第二
号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 星 野 寛

- 1 平成十七年度決算について
- 2 県内経済の状況について
- 3 幹線交通三十分構想について
- 4 尾瀬の単独国立公園化について

5 小学校における英語教育について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

- 1 知事の政治姿勢について
- 2 労働行政について
- 3 麦作等経営安定対策について
- 4 ぐんま国際アカデミーについて
- 5 北関東自動車道の開通と側道の安全について
- 6 がんセンターの検査課題について

三 日本共産党県議団 早 川 昌 枝

- 1 小児医療をとりまく緊急課題について
- 2 アスベスト被害者の救済対策について
- 3 総合的な蚕業振興について

黒沢孝行議員

次に、麦作等経営安定対策についてお伺いをいたします。

国が経営所得安定対策等大綱を昨年の十月に決定して、群馬県
はいち早く、国の基準では県内の麦生産が大幅に減少する、こう
いうことで昨年の十二月の議会で補正予算を組み、そして本年度
予算でもその主要な柱としていのであります。農業担当理事に
伺います。

対象となる農業者等の育成、確保として、県内各地域で規模拡
大、組織化等を濃密に推進するとうふうになりました。今日ま
でこの要件を満たす四ヘクタール以上の認定農業者と二十ヘクタ

ール以上の集落営農組織はどの程度達成できているのか。その場合、本県麦生産の面積の何%程度をカバーできるのか。また、十九年度産麦の播種時期、十八年十一月頃の見込みで、農業局が当初示した七〇%を達成できるのか。

次に、認定農業者の要件として所得七百万円以上とありますが、これを引き下げる動きがあるというふうに聞いています。どの程度に引き下げるのか。

次に、生産調整、つまり米の減反に参加することが条件であると聞いています。これまで、十六年からは米政策改革により強制的な転作でなくなったため、生産調整未達成の認定農業者が増え続けておりました。しかし、今回の安定対策により、この認定農業者が取り消される場合も想定されるのか。

次に、集落営農組織についてお伺いをいたします。現状で県内で幾つの組織ができたのか、また、本年秋までの見込みはどうなのか、一部地域でこの集落営農組織が進まない原因をどこにあると考えているのか。――(略)――

田中 修農業担当理事

品質横断的な経営安定対策の対象となる確保目標については、当初、本県における麦作面積の七割としていたところでありましたが、本年度四月以降の各地域における対策の進捗状況を勘案し、八割に引上げ、推進しているところであります。

五月末の現状では、確保面積六二七八ヘクタールに対して四〇七三ヘクタールをほぼ確実なものとして確保しております。目標に対する達成率は六五%になっております。このうち、認定農業

者について、県全体で七百三十人が目標とされていますが、面積では二八七一ヘクタールを確保する計画であります。五月末では三百人、達成率で四一%、面積では一五〇〇ヘクタール、達成率で五二%を確保している状況であります。また、営農集落について、県全体では百十五組織を設立する予定であります。面積では三四〇五ヘクタールの確保を計画しているところであり、五月末までに七十四組織、達成率では六四%、二五七三ヘクタール、面積では達成率七六%が確保されたところであります。これにビール麦、二条大麦について生産団体とメーカー等との契約があつて、これもある程度確実な面積であることから、これに加え、五月末では五〇五六ヘクタールが確保されているものと捉えております。

それから、認定農業者の所得要件の引き下げの問題ですが、認定農業者として所得確保の場合の特例を受けるためには、対象者の農業所得が市町村が定める基本構想の所得目標の半数を達成していることが主要な要件とされています。この市町村が定める基本構想は、県が定める基本方針に準じ、地域の実情を踏まえて策定することとされており、県の基本方針については、本県は二月に見直しを行い、従来の所得目標である個別経営当たりの所得で八百万円から一千万円、これが主たる従事者一人当たり五百万円に見直したところであり、現在、基本方針の見直しを受け、各市町村において基本構想の見直しを行っているところであり、経済情勢の変化等も考慮し、ほとんどの市町村において所得目標を引き下げる方向が検討されているところであり、

今後、市町村基本構想の見直しを踏まえ、所得確保の場合の特

例を適用することにより、品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者を一人でも多く確保するように推進してまいりたいと思います。

それから、米の生産調整と認定農業者の認定条件の要件はリンクするかどうかという問題であります。結論から申しますと、リンクいたします。農業経営基盤強化促進法において、認定農業者の主な認定要件のひとつとして、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであると規定されています。さらに、生産調整対策が考慮されていない農業改善計画は、その計画が適切であるとは認められず、認定することは適当でないとされています。そのため、市町村長が認定する場合、生産調整対策が考慮されている計画であることか確認し、生産調整対策が考慮されていない場合には、生産調整対策への協力について一定の指導・助言を行った後、適正で公平な審査により判断することとなるので、リンクしているではありません。

なお、従来の生産調整対策を考慮しない経営を行ってきた者が、今後、生産調整対策を考慮した経営を行うということが事実と認められてきた場合には、認定することは可能であるとの判断が国から示されており、それを踏まえて、県、市町村、JAにおいて連携しながら認定農業者の確保を推進してまいるところであります。

集落営農の組織の達成状況と今秋までの見込みについてであります。現状における国の予定では、本対策への加入手続が九月一日から開始されるので、それまでに目標である百十五組織すべてが設立できるよう、対策を強力に推進しているところであります。

現状では、各集落とも設立に向けて集落の営農リーダー等が中心となり、行政、JA、関係機関が連携しながら積極的な活動を行っているところがあります。

次に、一部地域で集落営農が進まない原因等についてということですが、地域により営農条件が異なっております。様々な原因が考えられますが、主な原因としては、地域全体が比較的小麦生産が小規模な農家で占められている。また、集落のリーダーの人数が少なく、高齢化している。そして、米生産調整の体質依存が高く、かつ自主的な販売ができる能力を持った農業者が多い地域や、米の生産調整が未達成の地域では、集落営農の推進に支障を来している場合があります。―(略)―

本会議第四日(六月五日)

◎一般質問(第八十七号から第九十七号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問)

○本日の発言通告

一 自由民主党 狩野浩志

- 1 行政改革大綱と教育行政の関わりについて
- 2 行政改革について
- 3 剣聖上泉伊勢守について
- 4 ETC専用スマートICについて
- 5 大規模企業誘致について
- 6 市町村合併について

7 重粒子線治療施設について

二 フォーラム群馬 桑原 功

- 1 地縁による団体への法人格について
- 2 成年後見制度について
- 3 献血について
- 4 公契約と政策入札について

三 自由民主党 長谷川 嘉一

- 1 群馬県における小児・周産期救急医療体制整備について
- 2 群馬県における精神医療体制等の整備と県立精神医療センターのあり方について
- 3 群馬県とインドとの文化・経済・学術等の交流事業の可能性と意義について
- 4 ぐんま国際アカデミーについて
- 5 学校評価及び学力評価について
- 6 県内における自主防犯パトロールの実施状況及びその効果と課題について

四 自由民主党 松本 耕司

- 1 県民の生活水準に対する感覚について
- 2 県から市町村への一括事務委譲について
- 3 本県の教育行政について
- 4 新駐車対策法の施行状況について
- 5 本県の児童等に対する福祉施策について

- 6 本県の医療体制の整備について
- 7 建設産業再生支援施策について

五 自由民主党 中沢 丈一

- 1 群馬県の人口について
- 2 本県における犯罪の特征的傾向と犯罪総量抑止に向けた今後の取り組みについて
- 3 警察署の建て替え、統廃合等の計画について
- 4 農薬ポジティブリスト制度について
- 5 麦作経営安定対策について
- 6 県道井野停車場線の道路改良について

狩野浩志議員

伝統文化が失われつつある時代において、郷土が生んだ偉人に光を当て、継承することが大変重要なことと考えております。

上泉伊勢守は西暦一五〇八年、今の前橋市上泉町で生を受け、戦国時代、上杉、武田、北条の巨大勢力と戦い、箕輪城主、長野業正の旗本で活躍した、上州が生んだ偉大な歴史上の人物であります。また、新陰流の創始者であり、現在も柳生新陰流として受け継がれております。

平成十七年、十八年、県の補助事業である文化の芽支援事業の支援を受けて、地元上泉町自治会を中心として、西暦二〇〇八年の上泉伊勢守生誕五百年祭に向けて実行委員会を組織し、講演会、上り旗の作成、それと、この度、上泉伊勢守を広く住民の方に向けていたいただくために、剣聖の里史跡マップというのをつくって、

地元の方々は何とかこの五百年祭を盛り上げたい、そういうような思いで活動をされています。この上泉伊勢守に対して、県としても地域の活性化や伝統文化の振興に活かすべきかと考えますが、剣聖上泉伊勢守に対して県はどのような認識でいるのか、企画担当理事にお伺いをいたします。

横尾恒夫企画担当理事

上泉伊勢守信綱は、戦国時代の永正五年、上泉城、現在の前橋市上泉町で誕生し、四代目城主として伊勢守、後に武蔵守を称して箕輪城主長野業正の旗下で戦場を駆け巡り、郷土を守るために活躍した剣豪であります。早くから剣術を学び、新陰流を開いて、これを柳生石舟斎等に伝えたと言われ、後世まで剣聖として語り継がれているものであります。

上泉伊勢守の剣は人を活かす剣と言われ、その精神は人の命を大切にする、いわば人間愛に貫かれております。上泉伊勢守が考案した袋竹刀は、剣の修行でけがをしたり、命を落とすことがないよう工夫されたものと言われております。

この考えは、悲惨な戦乱の世を終息させ、平和な世の中を実現させようとするものであり、徳川三百年の基礎を築き、幕閣に強い影響力のありました柳生家に伊勢守の精神が継承されたものと言われています。

二〇〇八年が上泉伊勢守の生誕五百年に当たるとして、その功績を精神面も含めて顕彰、研究しようと、昨年八月に上泉伊勢守顕彰・生誕五百年祭実行委員会が地元自治会を中心に発足しました。研究会の開催や奈良県柳生の里の見学を行うなど、いろいろ

な活動が展開されております。

本県の認識でありますけれども、現在は文化などの精神的なものが地域の活力や豊かさを創造していく時代であります。上泉伊勢守をテーマとした地元自治会や実行委員会、前橋市の取り組みによって、全国各地ゆかりのある人たちと連携や交流の輪が広がり、地元への愛着の増進や地域の活性化、ひいては観光振興にもつながるものではないかと考えております。剣聖上泉伊勢守信綱の顕彰、研究活動は、歴史的な紙片を掘り起こし、夢とロマンをかき立て、新たな地域の魅力を創造、発信する大きな可能性を秘めたテーマであると考えております。

狩野浩志議員

文化の芽支援事業は、今まで総務局所管でありましたが、今年度から産業経済局の地域創造課に移りましたので、今度は担当理事であります産業経済担当理事にお伺いいたしますけれども、前橋市、地元もいよいよ五百年祭に向けての支援策も一所懸命やるというような方向になってきました。

この上泉伊勢守については、私も知れば知るほど偉大な人物であったし、今どちらかというと、上泉伊勢守の弟子であった柳生の方がクローズアップされておりまして、上泉伊勢守は世に出れば群馬県の文化振興に大きく寄与するというふうにご考えておりますので、担当理事として、五百年祭の支援についてのどのような考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

大崎茂樹産業経済担当理事

お話の上泉伊勢守、それから柳生新陰流、西林寺といった歴史上の人物、伝統文化や史跡は地域に伝わる貴重な財産でありまして、まさに広い意味における観光資源であるというふうにご考えております。

これまで県では、上泉伊勢守生誕五百年祭につきまして、先ほど議員御指摘のとおり、文化の芽支援事業や観光情報の発信により支援を行ってきたところでございます。国民文化祭記念・地域創造基金を活用した文化の芽支援事業による支援では、地元の上泉町自治会長を会長として発足しました上泉伊勢守顕彰・生誕五百年祭実行委員会に対し、平成十七年度及び十八年度の二カ年にわたって支援を行っているところでございます。これは上泉伊勢守という地域の文化的・歴史的資源を活かして、地域の価値や魅力を高めようとする取り組みが国民文化祭記念・地域創造基金運営委員会において高く評価され、事業として採択されたものでございます。

また、観光事業の発信につきましては、本県の観光情報を一元的に検索できるインターネット上のシステム、ぐんま観光ナビネットにおきまして、本年五月から情報発信を行っているところでございます。このぐんま観光ナビネットでは、百十六の地元おすすめ観光ルートを紹介しております、これは各県民局の職員が主体となつて、地元市町村や団体等の協力を得て選定した地元ならではのお勧め観光スポットを取り上げたものでございます。このシステムでは、上泉伊勢守ゆかりの西林寺を含む観光ルートとして二ルートを掲載しております、周辺地図や交通アクセスなど、お寺を訪れようとする多くのファンに役立つ情報を提供している

ところでございます。

今後の生誕五百年祭の支援につきましては、地元の実行委員会や関係者の考えをよく聞きながら、県としての支援策を検討してまいりたいというふうにご考えております。

◎議案の委員会付託

第八十七号議案から第九十七号議案及び承第二号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月六日から九日及び十二日までの五日間は、委員会審査等のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（六月十三日）

◎第八十七号から第九十七号までの各議案及び承第二号並びに各請願を議題とした委員長報告

金田克次保健福祉常任委員長、木暮繁俊環境農林常任委員長、田所三千男産業経済常任委員長、金子一郎県土整備常任委員長、真下誠治文教警察常任委員長、松本耕司総務常任委員長、原富夫決算・行財政改革特別委員長、腰塚誠地域活性化対策特別委員長、中沢丈一教育環境づくり特別委員長、小林義康安全・安心な暮らし特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○金子一郎県土整備常任委員長（概要）

初めに、まちづくり三法に関連して県の基本的な認識や県土整備ビジョンとの整合性、関連性について質疑されるとともに、県独自の上乘せ規制について質疑されました。また、土地区画整理事業でまちづくりを実施している沼田市、桐生市などの地方都市においては、今回のまちづくり三法の改正が直ちに市街地の活性化に結びつかないのではないかとの意見がありました。

次に、東京都港区のマンションで発生したエレベーター事故を踏まえ、本県におけるシンドラーエレベーター社製のエレベーターの設置状況や過去における事故の発生事例などが質されました。

さらに、今回の事故を踏まえて、早急に再点検を行う必要があるのではないか、定期点検の内容について県は把握しているのかどうか、安全確保を優先すればある程度の点検コストはやむを得ないのではないかなど、事故の再発防止に向けて熱心に議論されました。

耐震強度偽装問題に関連しては、その後の再発防止への取り組みや建築確認の処理期間の状況をはじめ、担当職員に係る業務の増加状況について質疑されるとともに、担当職員に過重な負担がかけられないよう配慮が求められました。

続いて、都市計画道路の見直しについて、県の基本的な考え方が質されるとともに、見直す場合における一定のルール、基準が必要ではないかとの認識のもと、具体的に取り組むなどとした場合の手順、程度について考え方が質されました。

○松本耕司総務常任委員長（概要）

本委員会では質疑の冒頭に知事室長の出席要請がなされ、これを議題とし、採決を行った結果、全会一致により、知事室長の出席を求めることを決定いたしました。

質疑では、知事からの特命で取り組んでいる具体的な業務の内容や、その成果などについて質され、「トップに直属するスタッフ職であり、知事の関心事項や県政の諸課題等について、特命に応じて調査をしたり、答えたりするなどを業務としており、成果は知事を通じてあらわれるものと認識している」との答弁がなされました。

次に、ぐんま国際アカデミーの関連では、未来を担う子どもたちに対する思いは知事も太田市長も一致しているのではないかと意見が述べられ、アカデミー問題を補助金の問題でなく、子ども達の教育の問題として受け止め、知事、市長の話し合い実現に向けて努力してほしいとの要望がなされました。さらに、当事者間において早急に解決を図ることを要望した本年二月定例県議会での附帯決議を重く受けとめてもらいたいとの意見も述べられました。

次に、国民保護計画の関連では、市町村における国民保護計画策定の状況について質疑が行われるとともに、市町村国民保護計画策定に当たっては、県と市町村が連携して取り組んでほしいとの意見が述べられました。また、県の国民保護計画が、より実効性のあるものとなるよう要望されるとともに、テロを想定した訓練の予定などについても質疑が行われました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は、委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第百一号議案 人事委員会委員の選任について
第百二号議案 公安委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、人事委員会委員の選任及び公安委員会委員の

選任についてであります。

第百一号議案の人事委員会委員の選任については、現委員の福島江美子氏の任期が五月十六日をもって満了となりましたので、その後任者として福島江美子氏を再任しようとするものであります。

第百二号議案の公安委員会委員の選任については、現委員の青木次男氏の任期が六月三十日をもって満了となりますので、その後任者として阿久澤浩氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

議案は原案のとおり同意することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案十七件（うち可決十七件）

議員提出議案一件（うち可決一件）

二 請願の審査状況

請願二十五件（うち採択一件、不採択二件、審査未了

一件、継続審査二十二件）

第三十四項 平成十八年九月定例会

平成十八年九月定例会概括表

9月26日	9月25日	9月19日	月日	審議の状況		
		<p>議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書の朗読 新任者の紹介</p>	<p>諸般の報告・紹介 議員の辞職許可の報告 委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配付</p>	<p>選挙・指名 会議録署名議員の指名</p>	<p>上程議案 第一〇三号議案 第一二五号議案 平成一七年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>	<p>質疑・一般質問・討論 の 状 況</p>
<p>第一〇三号議案 第一二五号議案 平成一七年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>	<p>第一〇三号議案 第一二五号議案 平成一七年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>	<p>第一〇三号議案 第一二五号議案 平成一七年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>		<p>安楽岡一雄 福島健康福祉担当理事</p>	<p>休会の議決</p>	
<p>一般質問 五十嵐清隆 答弁 内山教育長 福島健康福祉担当理事</p>	<p>一般質問 伊藤祐司 答弁 小寺知事 関根企業管理者 福島健康福祉担当理事 大木環境・森林担当理事 川西県土整備担当理事</p>	<p>一般質問 黒沢孝行 答弁 小寺知事 高木副知事 内山教育長 谷口病院管理者 加藤総務担当理事 福島健康福祉担当理事 田中農業担当理事 大崎産業経済担当理事</p>		<p>中村紀雄 内山教育長 加藤総務担当理事 大崎産業経済担当理事 塚原 仁 内山教育長 横尾企画担当理事 田中農業担当理事 福島健康福祉担当理事</p>		

10月11日	9月28日		
人事委員会勧告の配付 新任者の紹介 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読		追加議案の送付書朗読	
第一〇三号議案 第一二五号議案 各請願 議第七号議第一 三号議案 第一二七号議案、	第一二六号議案 (追加) 第一〇三号議案 第一二五号議案 平成一七年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件	第一二六号議案 (追加) 第一〇三号議案 第一二五号議案 平成一七年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件	
委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 南波和憲 賛成討論 岩上憲司 一部反対の討論	大木環境・森林担当理事 川西県土整備 担当理事 小澤食品安全会議事務局長 一般質問 織田沢俊幸 答弁 小寺知事 折田警察本部長 大木環 境・森林担当理事 田中農業担当理事 川西県土整備担当理事 小澤食品安全会 議事務局長 一般質問 金子一郎 答弁 小寺知事 大木環境・森林担当理事	大木環境・森林担当理事 川西県土整備 担当理事 小澤食品安全会議事務局長 一般質問 織田沢俊幸 答弁 小寺知事 折田警察本部長 大木環 境・森林担当理事 田中農業担当理事 川西県土整備担当理事 小澤食品安全会 議事務局長 一般質問 金子一郎 答弁 小寺知事 大木環境・森林担当理事	
委員長報告 第一〇三議案、第一二五号議案 及び各請願は委員長報告のとお り可決及び決定 議第七号議案、議第一二三号議 案、可決 特定事件の継続審査	知事の提案説明 第一二六号議案、原案に同意 議案の委員会付託 休会の議決	知事の提案説明 第一二六号議案、原案に同意 議案の委員会付託 休会の議決	

	平成一七年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件（追 加）		知事の提案説明 第一二七号議案、原案に同意 決算認定の特別委員会付託
--	--	--	--

本会議第一日（九月十九日）

とに決定

◎諸般の報告

七月三日付をもって山本 龍議員から議員の辞職願が提出さ
 れ、許可したことを報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書を職員が朗読

◎新任者の紹介

末村重雄公安委員会委員長（七月五日付）

阿久澤浩公安委員会委員（七月一日付）

折田康徳警察本部長（七月二十八日付）

◎会議録署名議員の指名

今井 哲、平田英勝、南波和憲の各議員を指名

◎会期の決定

会期は九月十九日から十月十一日までの二十三日間とするこ

◎議案の上程

第三百三号議案

第三百四号議案

第三百五号議案

第三百六号議案

第三百七号議案

第三百八号議案

第三百九号議案

第四百十号議案

第四百十一号議案

平成十八年度群馬県一般会計補正予算（第三号）

平成十八年度群馬県小規模企業者等設備導入資

金助成費特別会計補正予算（第一号）

平成十八年度群馬県用地先行取得特別会計補正

予算（第一号）

平成十八年度群馬県団地造成事業会計補正予算

（第一号）

平成十八年度群馬県病院事業会計補正予算（第

一号）

群馬県民間事業者等が行う書面の保存等におけ

る情報通信の技術の利用に関する条例

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災

害補償等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県県税条例の一部を改正する条例

群馬県電子署名に係る地方公共団体の認証業務

に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第百十二号議案 群馬県生活福祉資金貸付事業補助条例の一部を改正する条例

第百十三号議案 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

第百十四号議案 群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例

第百十五号議案 群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例

第百十六号議案 土地改良法第九十条の規定による市村の負担について

第百十七号議案 独立行政法人水資源機構法第二十六条の規定による市町の負担について

第百十八号議案 旧農用地整備公団法第二十七条の規定による市町村の負担について

第百十九号議案 請負契約の締結について

第百二十号議案 請負契約の締結について

第百二十一号議案 不動産の取得について

第百二十二号議案 動産の取得について

第百二十三号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて

第百二十四号議案 伊勢崎市の特例市指定の申出に係る同意について

第百二十五号議案 太田市の特例市指定の申出に係る同意について

平成十七年度群馬県公営企業会計決算の認定について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係五件、事件議案十八件、決算認定一件、合計二十四件であります。

まず、予算関係であります。群馬県の経済は全体的に回復基調にあります。住宅投資は増加し、個人消費も底堅く推移しているほか、昨年の工場立地件数は九十五件で全国一位となるなど設備投資も増加し、企業活動は活発になり、明るい様相を呈しております。

こうした景気回復の効果を県内の隅々にまで行き渡るようにしていく必要があります。また、国の様々な改革に伴い、医療、福祉、農業などの分野にしわ寄せが生じている状況がありますので、それらの対策にきめ細かく取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、今回の九月補正予算では、一、好調な企業立地を資金面で支援するため、企業立地促進資金の融資枠を拡大すること、二、緊急に必要となる維持補修に対応すること、三、医師不足に緊急に対応すること、四、若年認知症対策や障害者自立支援法に関連した精神障害者に対する支援などのいわゆる弱者支援を行うこと、これらを重点とし手補正予算を編成いたしました。

今回の補正予算案の額は九十七億五百七十二万円となり、現計予算額と合算いたしますと八千七十一億三千八十一万円となります。この財源としては、地方交付税、繰越金、諸収入などを計上しております。

次に事件議案であります。主なものについて申し上げます。

第百八号議案は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等を電磁的記録を使用して行えるようにしようとするもの

であります。

また、第二百二十四号議案、第二百二十五号議案は、それぞれ伊勢崎市及び太田市の特例市指定の申し出に同意しようとするものであります。

このほか、平成十七年度の群馬県電気事業会計ほか五企業会計の決算を提出いたしましたので、その承認をお願いしようとするものであります。

◎請願の委員会付託

九月十二日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

九月二十日から二十二日までの三日間は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（九月二十五日）

◎一般質問（第三百三号から第二百二十五号までの各議案及び平成十七年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 安楽岡 一 雄

1 格差社会の到来について

2 ぐんま国際アカデミーについて

3 持続的な経済成長に向けた産業経済振興策について

4 改正介護保険法と県の対応について

5 品目横断的経営安定対策について

6 市街地の活性化対策について

7 今後の治安対策について

8 温泉資源の保護について

9 景気の動向とこれからの財政運営について

10 板倉ニュータウンの今後について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

1 若者就職支援について

2 障害者雇用について

3 ぐんま国際アカデミーについて

4 県立病院の看護師の人員確保について

5 緊急サポートセンターについて

6 渡良瀬川中央農地防災事業について

7 麦作等経営安定対策について

三 日本共産党県議団 伊 藤 祐 司

1 板東工業団地の地下水汚染について

2 障害者支援策について

3 増田川ダムの見直しについて

4 知事選を来年に控え、節度ある姿勢を望む

5 大規模開発規制条例の運用について

安楽岡一雄議員―(略)―

次に質問させていただきます。今、大変問題になっておりますぐんま国際アカデミーについてであります。

お互いのいろんな言い分があるうと思えますけれども、そんなに受け入れ難い大きな隔たりがあるんだろうか。水と油のようにどうしても歩み寄れないものなのか。度量という言葉がありますけれども、相手を受け入れる寛大な気持ちがあれば解決ができるんじゃないのかなと、私は県民の一人として、議会の一人として、このぐんま国際アカデミーの問題を心配しながら見守ってきました。そして、今年の二月議会において双方の言い分を聞くための全員協議会を開いたわけであります。そこでは双方の主張に食い違いがあることも確認されました、また、さらに話し合いを続ける必要性が論じられたわけであります。

そうして、この九月議会の開会までに解決に向けた話し合いを行うよう附帯決議をつけて議決したところであります。私は、この議決された附帯決議には、議員全員の何とか早く解決してほしいという願いが、あるいは期待が込められた大変重いものだと思うふうに認識しております。にもかかわらず、実際のところ双方の主張は全くかみ合わず物別れのままになっている。そういう状態であります。

そこで知事にお伺いしますが、残念ながら出席をいただけなかった今回の今回の全員協議会に、なぜ知事は出席いただけなかったのか、改めてお伺いしたいと思います。

小寺弘之知事

そもそも全員協議会というスタイルは法律にのっとりたものではなくて、正式な議論をするならば、今日こうしてやるような本会議というのが正式なものなのであります。これは大事なことであるならば、やはりこういう機会、公式の場所で議論なさるべきだというふうに思っていたところでもあります。

ただ、前回、どうしても県議会の方でさらに非公式的な全員協議会を話したいということでありましたから、私も譲って、では、やりましょうかということ出席をいたしましたわけであります。そこで議論をしましたけれども、その場ではかみ合わないということでありました。その後、もう少し話し合ってみるようというふうな附帯決議も行われておりますので、県側としても太田市と話し合いをしたわけでございます。

ただ、話し合いをして、途中で太田市長は席を立ってしまわれたということでありますし、その後、連絡もありませんので、これはもう話し合いにならないわけであります。そういう状態のもとにおいて、再度また全員協議会という非公式の会議を持つても、私は本当の意味の解決にならないのではないかと、いうふうに判断をいたしました。もし本当に話し合いをするならば、もう少し接触があつてしかるべきだし、私たちが聞いていることについても誠実に答えてほしいということがありました。ということ出席しなかったわけであります。

この問題については、私は、そもそも小学校の段階、そういう義務教育の段階における英語教育はいかにあるべきかという教育論というものが、この議会の中でもそういう本質論をもう少しし

ていただきたいという願いがありません。それから、もうひとつは財政援助の問題でありますけれども、これは実質上、太田市長が発案をして設立した学校であります。形式上は私立学校というふうになっておりますが、実質上は太田市長がトップという形でもって政府に申請をし、そして認可されて私学審議会も県の審議会ではなくて市の審議会によって認可された学校でありますので、そういう普通の学校とは違った設立の経緯があるわけでありまして。

これに対して県の税金をつぎ込むというのは、一般の私学に投入するのと、これは一般県民からの、国民、県民の税金をいかに配分するかという問題でありますから、それはそれは慎重に考えて、この八千億ある予算の中からどれにどのくらいを割くかということはそう簡単な問題ではないというふうに思うわけです。それを単に交付税がどうか、そういう事務的なことだけでもって話を進めていくというのは、事柄の本質というものをもう少し県民に広く理解されなければ、安易にこれを認めるわけにはいかないということであると私は考えております。

安楽岡一雄議員

恐らくそのように知事はお答えになるだろうと思っていたんですけども、実は、私は今、なぜ出席できなかったのか。この間、知事が出席できなかった全員協議会の中でいろんな意見が出ましたので、知事がなぜ出ていただけなかったということに対するいろんな声がありました。

例えば全員協議会の場合は、前の中村議長との話し合いで、その性格や中身について知事と中村議長は十分に話され、全員協議会

の性質ということも知事は理解していたんだろうと思うと。全員協議会は、たとえ任意であっても議会を代表した議長さんと知事さんとの合意された、ある意味での公式の場合だと、それくらいの認識がそのときにもう形成されていたんじゃないかと。それでも、今回は出席しないと。今いろいろな理由を知事さんはおっしゃいましたけれども、今までの経過からすれば、本来やはり全員協議会の場合がふさわしかったんじゃないかなと、そういう意見が強く出ました。

知事は、任意の場合ではだめだとか、公開性のある公式の場合でなければだめだとかとおっしゃっていますけれども、全員協議会の場で、ここが大事だと思わんですが、各党が一致して議会の総意として附帯決議を提出したわけで、普通に常識的に考えても全員協議会の場でまず今までの経過説明をするのが本筋だと、そういう意見がたくさん出ました。何でこんなことが知事にはわかってもらえないのか、残念だと、そういう声もたくさんありました。しかも、現議長が議会を代表して、議会の意思としてですよ。議会の意思として、議長が出席要請を再三再四にわたって伺っているわけですよ。そこでもかたくなに全員協議会に出る必要なしと。これについては議会軽視も甚だしい、そういう意見がたくさん出ました。知事はこれについてどう思いますか。

小寺弘之知事

いや、議会を重視しているからこそ、議会のちゃんとしたところでお話をしたいということなのであります。全員協議会では、発言をしても、厳密に言えば、政治的責任はありませんね。発言

について速記録も残されていないし、事実上の協議会だろうと思
うんです。それならば、よりこの本会議でもって同じことをおや
りになったらよかったです。そうすれば、県民
もよくわかるし、責任ある質問や責任ある答弁というのができる
と思います。ところが、全員協議会ではその辺があいまいになる
わけです。私はもう少しきちつとした形でもって、この議会政治、
議会制民主主義というものをやってほしいという気持ちがあった
わけです。

本会議第三日（九月二十六日）

◎一般質問（第百三号から第百二十五号までの各議案及び平成十
七年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案
に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中 村 紀 雄

- 1 教育行政について
- 2 少子化対策について
- 3 県立病院の改革について
- 4 治安問題について
- 5 自殺対策について

二 フォーラム群馬 塚 原 仁

- 1 外国人との共生について

2 児童虐待について

3 不登校対策について

4 国民保護に関する県の体制について

5 フラワーパークの管理運営について

6 税の徴収について

7 公共工事の品質確保の促進について

三 自由民主党 五十嵐 清 隆

1 道徳・マナー・モラルの欠如について

2 県立伊勢崎清明高校の移転について

四 自由民主党 織田沢 俊 幸

1 雇用対策について

2 交通事故の防止対策について

3 鳥獣害対策について

4 地域づくりへの支援策について

5 地元問題について

五 自由民主党 金 子 一 郎

1 環境森林問題について

2 維持補修工事費等について

塚原 仁議員

まず、外国人との共生について、多文化共生支援室について企
画担当理事に質問をいたします。

平成二年六月に出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法が改正されてから年々多くの外国人が日本に入国するようになってきました。群馬県においても同様であります。この入管法以降、特に南米系からの出稼ぎ労働者、いわゆるニューカマーと呼ばれる人たちがあります。特に県内でも工業地帯の伊勢崎市を含めた太田市、大泉の東毛地域に多く住んでおります。現在、国においても今後の外国人労働者の受け入れについて様々な議論や研究がなされているところであります。群馬県でも、日系人に関わる諸問題や今後の対策はますます重要になってきております。

厚生労働省、人口動態統計によりますと、少子化がますます進み、二〇〇五年度は自然増加数、いわゆる出生数マイナス死亡数が増え、二〇〇五年は二万一千人となり、戦後初めて死亡者数が出生者数を上回り、二〇〇五年がついに人口減元年になるというところであります。本県も二〇〇五年の合計特殊出生率は、先ほどちょっとお話しもあつたかもしれませんが、〇・〇三ポイント下回る一・三二ということになってしまいました。そういった中で、今後はさらに団塊の世代のリタイヤが始まり、労働力不足が懸念されます。ますます外国人労働者が必要になってくるのではないかと考えられます。

さて、私の地元であります大泉町で外国人を対象に調査した結果でありますけれども、これからどれくらい日本に滞在するのかわからない間に、平成三年十一月の結果では約七〇%の人が三年未満と答えていました。しかし、それからは十年たった平成十二年十一月の調査においては三年未満が一八・六%、未定と答えた人が前回の一一%に比べて六六%と大幅に増えました。

その理由は、日本の滞在長期化にあります。長引く母国の経済情勢の中では、帰国しても就職することは難しく、日本と同額の賃金を得ることはできません。また、当初は単身で来日した外国人も、結婚し、家庭を持つ中で日本の生活期間が母国での生活期間を超えるようになりました。先の平成十二年度アンケート結果では、日本で生まれた彼らの子どもたちが日本の文化や社会、環境、言葉になり、国籍のある母国への関心が次第に薄らいできている傾向にあります。こういう実態も明らかになってきました。最近では、外国人も車に乗り、日本に土地、家を購入したり、永住しようという考えの方が増えてきたように思います。

こういうことから、現在は、外国人との共生という課題が工業地帯である東毛地域に発生しておりますが、将来的には群馬県内の多くの地域において同様の課題が発生する可能性があります。現在はこのニューカマーの居住地域が伊勢崎市を含めた太田市、大泉町の東毛地域に集中していることから、なかなか県においても外国人との共生ということにピンとこないのではないかと、認識に温度差が生じているのではないかと、気になるのであります。そのような中で、多文化共生支援室が約二年前に設置をされ、大変力強く思いました。多くの期待を寄せたところでありまして。そして、現在、多文化共生支援室の役割はますます重要になってきていると考えます。

そこで、企画担当理事に質問をいたします。様子を見ながら二年間ということ、この多文化共生支援室が設置をされました。この多文化共生支援室での今までの成果をどのように判断されているのか、また、必要性はどのように考えているのかお聞きを

たいと思います。

横尾恒夫企画担当理事

多文化共生による豊かな地域づくりを目指し、県といたしました。昨年四月に全国に先駆けまして多文化共生支援室を設置いたしました。教育、労働、保健、医療など、外国人住民に関わる課題を解消し、多文化共生の地域づくりを推進するためには、市町村をはじめ企業、学校、さらにNPOや自治会など地域住民と連携した取り組みが必要であります。支援室では、発足以来、こうした連携を重視しまして庁内においては多文化共生施策の企画、調整を行うとともに、市町村や関係団体の取り組みを支援しているところでもあります。

例えば、伊勢崎市、地元自治会、NPOとの協働で実施した外国人集中地域における日本語教室を中心にした交流促進事業、県国際交流協会との協働によります医療通訳派遣制度の構築等々、共生施策の推進に着実に取り組んできたものと考えています。

また、多文化共生に関わる問題については、外国人に関わる法令、制度を所管する国の対応が肝要であることから、外国人集中地域を中心とする愛知、静岡県とも連携いたしました。国に對しまして積極的かつ具体的な要望を行ってきたところでもあります。こうした県内外の関係機関との連携を進め、多文化共生社会の実現に向けた環境整備を行うためには、総合的な観点から施策を調整、推進する必要があり、多文化共生支援室は、その機能、役割を十分に果たしているものと考えております。

塚原 仁議員

お話を聞かせていただきまして、いろいろな取り組みをされているなど。先ほどお話しができましたけれども、他県とのつながりということでは地元の方からも大変スムーズにできるようなことというふうなことで話も伺っておりますし、そういう意味ではこの支援室は評価が高いのかなというふうに考えているわけでありませう。

ぜひこういうところは必要であるというふうに考えているわけでありませうけれども、そういった意味で多文化共生支援室のさらなる体制の充実を図って、地域と連携をとりながら、今後も施策を展開していくべきだというふうな思いもしますが、いかがでしょうか。

横尾恒夫企画担当理事

グローバルバーゼーションが進み、今後も外国人住民増えていくことが予想されております。県としてもますます重要な課題として取り組みの検討、その強化に努めてまいりたいというふうな考えております。

五十嵐清隆議員

私は、今年の二月定例会の一般質問で、道徳心、モラル、マナーの欠如について、いくつか具体例を挙げて質問をさせていただきました。例えば、ごみのポイ捨てですとか、車いす用駐車場への健常者の占有問題、また、愛犬家のふんの処理のマナーについてなどです。答弁をいただいた皆さんの御認識は例外なく

マナー、公德心の欠如を指摘されておられました。

それから半年が経過をたしました。新聞の投書では依然として、迷惑行為、違法行為に憤慨したり、嘆いたりという投書が多く見られます。また、走る車から火のついたタバコを投げ捨てたり、紙くずを投げ捨てたりといった光景は日常茶飯事であります。

また、このところ悪質な飲酒運転は後を絶たず、先日の報道では、二〇〇五年度の全国の公立小・中・高校で起きた校内暴力が二年ぶりに増加に転じたとのことであります。戦後、日本は世界一の平和国家になったはずでありますけれども、現在の状況は、まさに無法国家に成り下がったのではないかとといったような感じも受けるわけであります。こうした状況をこのままにしておいたら手のつけられない状況になるのではないかと心配しております。そこで、今回は再度この道徳心、公德心、モラル、マナーの欠如の問題を中心にお尋ねをしていきたいと思っております。

初めに、公共建築物の落書きの被害の実態と対策について、県土整備担当理事にお伺いをいたします。

この落書きの被害は最近始まったことではありませんで、かなり以前から各所で見られておりますけれども、私の身の回りでは、一昨年の三月、伊勢崎市と埼玉本庄市を結ぶ利根川の坂東大橋の新橋が完成をいたしました。非常にきれいな橋でありまして、飛び立つ白鳥をモチーフにした斜張橋であります。ロープを支える四本の尖頭、これは「しとう」というんでしょうか、非常に優美な姿を見せておりまして、地元の人たちも親しみを持って、朝晩随分と両側の歩道を散歩する姿も多く見られます。この素晴らしい橋なんですけれども、つい最近、二、三週間前だろうと思うん

ですが、一本の尖塔のその部分に何ともグロテスクな落書きがスプレーで書かれました。形は、よく皆さんも御覧になるかと思うんですけれども、アルファベットのFとかBとかかの輪郭を書いたものをいくつも連続させたような、あんなような落書きであります。せっかくのきれいな橋ができあがったばかりなんですけれども、本当にげっそりするわけです。何よりも、あの橋が埼玉から群馬に入る入口でありますので、群馬県のイメージダウンにもなるのではないかとというふうには本当に心配をしておりますが、これとは別に、また、桐生市の話ですけれども、今年四月だそうですが、市民文化会館の車いす使用者用駐車場、それから桐生商工会議所の駐輪場のブロック塀など三カ所が落書きをされて、桐生警察署が今、器物損壊事件ということで捜査を始めたということでもあります。また、こうした落書きに本当に業を煮やして、地域の皆さんですけれども、自主的に落書きを消す作業を行っているボランティアの方も大勢おられます。

そこで、こうしたものについては、データがとってあるかどうかというのはわかりませんが、この公共建築物の落書きの被害の実態について、まず担当理事にお伺いをいたします。

川西 寛 県土整備担当理事

県が管理をいたします公共建設物への落書きの被害の実態でございますけれども、道路関係で県内全体を調査いたしましたところ、現在、三十四カ所の落書きが確認されております。内訳は、橋梁、十三カ所、跨線橋、九カ所、歩道橋で二カ所、道路の擁壁、一カ所、地下道、四カ所、そのほかガードレールなどで五カ所と

いう状況でございます。

五十嵐清隆議員

これは単なるいたずらと捉えていいのかどうかわかりませんが、れども、この辺について、何でこうしたことが起きてくるのか、まずどんな印象を持っておられるのか、また、こうした落書きに対しては、啓発活動のほかにも、桐生の例もありますけれども、警察へ積極的に被害届けを出していただくような強い姿勢で臨んでいただくことも重要なのではないかと思いますけれども、それらを含めて、これに対してどんな対策をとっておられるか、お尋ねをいたします。

川西 寛県土整備担当理事

まず、どんな印象をもっているかということですが、書かれている内容についてでございますが、先ほど五十嵐議員からもお話がありましたように、文字と申しますか、絵と申しますか、ちよつと我々も意味不明な文様のようなものが書かれておりまして、調べてみますと、通称タグというふうに呼ばれているのでございます。このような落書きをする理由というのは、アルファベットを崩したような文様を自らのサインとして書いて、人の目に触れるのが楽しいという、いわゆる自己満足のためであるとか、中には嫌がらせというようなこともあるというふうに聞いております。

我々としての対策でございますけれども、当然、このような落書きというのは、景観や美観を損ねるということになってまいりまして、

それと同時に、これを放置しておきますと、その周辺にごみが捨てられやすくなったり、また、その周辺の環境がさらに悪化していくというような恐れもありますので、平成十七年度、昨年度から現在までも、県民の方々の協力も得ながらでございますが、二十四カ所については、発見した箇所については消去しているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、依然として落書きは減らないという状況でございますので、一つは、道路パトロールを定期的に実施しているわけですが、これの点検項目といたしまして、新たにこういう落書きの有無の確認を定期的に行うことといたしまして、新しいことをひとつ今後とも強化していきたいと思っております。それによりまして、できるだけ早く消していくことをさらに努めていきたいと思っております。ただ、同じ場所で、消しても消しても落書きされる事例もあるやに聞いておりますので、このような目に余るものにつきましては、警察に被害届を出したいというふうに考えております。

また、他県の啓発活動や対策状況なんかも調査をいたしまして、より効果的、効率的な対策が講じられるように努めてまいりたいと考えております。

◎休会の議決

九月二十七日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（九月二十八日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第二百二十六号議案 教育委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、教育委員会委員の選任についてであります。

これは、現委員の石原聡一氏の任期が九月三十日をもって満了となりますので、その後任者として三宅 豊氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

第二百二十六号議案は、原案に同意することに決定

◎一般質問（第三百三号から第二百二十五号までの各議案及び平成十七年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 荻 原 康 二

1 三位一体改革について

2 公共工事について

3 警察署の配置と人員の配分について

4 八ッ場ダム建設事業について

5 県産材センター等について

6 営農基盤整備について

7 群馬県国民保護計画について

8 地元問題について

二 自由民主党 須 藤 昭 男

1 少子化対策について

2 教員の資質向上について

3 障害者自立支援法に伴う知的障害児通園施設の支援について

4 わたらせ渓谷鐵道の再生について

5 精神疾患対策について

6 行財政改革としてのPFI導入について

三 自由民主党 岩 井 均

1 有害鳥獣害対策について

2 青少年の健全育成について

3 未来に向けた森林づくりについて

4 地上デジタルテレビ放送移行への対応について

5 運転免許証の即日交付窓口の拡大について

6 健康寿命の延伸について

四 自由民主党 新井雅博

- 1 治安対策について
- 2 第二十五回全国都市緑化ぐんまフェアについて
- 3 森林組合について
- 4 公共施設の安全性について
- 5 県立藤岡高校・藤岡女子高校の跡地問題について

五 自由民主党 真下誠治

- 1 二十一世紀のプランについて
- 2 地球温暖化防止に対する県の考え方について
- 3 小中学生の化学物質過敏症について
- 4 高齢者福祉サービスについて
- 5 小学校の登下校時の安全パトロールについて
- 6 飲酒運転について

岩井均議員―(略)―

初めに、有害鳥獣対策についてありますが、保護と捕獲のバランスについて、環境・森林担当理事にお伺いいたします。

おととい私の家の近くで、全長一メートル以上、そして一二〇キロぐらいあるイノシシが檻に捕獲されました。私の家はイノシシが出るような、そんな田舎ではないんですけども、そういうところでも出ている。以前、知事も私の家を訪れていたことがあったと思いますが、そういうようなところでもイノシシが出ております。

また、クマにつきましても、私が所属しております子ども会育

成会のメンバーが親子連れのクマに出会いました。そこでは親子対親子というような感じになったんですけども、ちょうど間に金網がありまして、かかってきたのに助かったということも、つい最近ありました。そういったことで、野生鳥獣が非常に多く出ております。

最近では、安中市におきまして防災無線で注意を呼びかけたり、小学校では集団登下校させたり、一人で帰らなければならぬ児童は先生が送っていたり、あるいは市から鈴をもらって、ランドセルにつけて通学しているというのが現状であります。精神的に非常に怖い日々を送っているのが現状であります。

おととい織田沢議員の質問で、十月一日から蚕糸園芸課内に有害鳥獣対策主監が設置されることとなりました。鳥獣被害の多い西部県民局からの抜擢でありまして、農業局と環境・森林局が連携してこの問題にしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

さて、県内各地で有害鳥獣による農林業被害が増大しております。農家にとっては、せっかく丹精込めてつくった農作物が被害にあいまして、非常に腹立たしいと同時に、農業の意欲を失っている人が増えております。県では、ニホンザル、ツキノワグマなどの保護管理計画を策定して、人と共生できる地域づくりを目指しておりますが、理想と現実のはざまは非常に大きく、農林業被害の多い中山間地の農家は、もう我慢も限界に近いといった状況であります。農家からは、サツマイモやジャガイモを食べられた、コンニャク、里芋、柿も食べられた、何とかしてほしい、そういった悲鳴を多く聞きます。

鳥獣対策は保護と捕獲のバランスが大切でありまして、現状を

見ると、保護に力を置いているように感じられますけれども、農家を守るために、もっと捕獲に力を入れるべきではないかと思えますけれども、理事のお考えをお聞きいたします。

大木伸一 環境・森林担当理事

平成十七年度の野生鳥獣による農林業の被害は県内三十五市町村で発生し、金額に換算いたしますと約六億三千万円と高水準でありました。また、連日のようにクマによる人身事故の発生や、イノシシなどによる農作物への多大な被害が報道されています。

議員御指摘のとおり、県ではサル、クマ、シカ、カモシカについて保護管理計画を策定しているところではありますが、この計画は、人と野生鳥獣との共生を目指し、保護と捕獲のバランスをとる、あわせて被害防除対策、生息環境の保全、整備など、多面的かつ総合的な対策を推進しているものであります。

計画達成の方法は個々の種によって異なっていますが、例えばシカのように生息数が増えている種については、適正な個体数まで減少させるため捕獲を推進することとし、また、クマのように地域的な絶滅の危機のおそれのある種については、保護を念頭に対応しています。しかしながら、県では、農林業被害が高水準にある現状に対処するため、当面、捕獲促進について次のような対策を講じているところでございます。

シカについては、雌ジカを狩猟の対象としたり、狩猟期間を延長するなど、捕獲の強化を図っています。クマについては、人身被害の防止を優先し、保護管理計画を策定した平成十二年度以降いずれの年も捕獲上限の九十五頭を上回り、年平均百三十一頭を

捕獲しております。なお、今年度は、九月二十五日現在で百九十六頭を捕獲しているところでございます。カモシカについては、特別天然記念物に指定されているため、永年にわたり捕獲できませんでしたが、平成十七年度に保護管理計画を策定し、今年度から捕獲できるようにしたところでございます。また、サルについては、無計画に捕獲をしますと群れを分裂させ、被害地域の拡大や生息数の増加を招くおそれがあることから、今後とも専門家の意見を聞きながら、適正な群れ管理を前提とした捕獲を行う考えでございます。

岩井 均 議員

イノシシとかクマなどの捕獲、あるいはサルの駆除でありますけれども、現在は猟友会が非常に頑張っていただいておりまして、私としても猟友会には感謝しております。ところが、県の捕獲許可がおりても、檻が既に全部使われていて設置できないという事例も聞きます。まず市町村と協力して檻の数を増やすこと、そして、檻を設置管理できる体制を整えることが重要だと思います。それには、猟友会だけでなく、わなの免許の取得者を増やすことが大事だと思いますけれども、その辺の取り組みについてはいかがでしょうか。

大木伸一 環境・森林担当理事

狩猟免許を取り易くしたらどうかということかと思えますけれども、平成十九年度から狩猟免許の資格が取り易くなるわけでございますけれども、狩猟免許は網・わな猟の免許と第一種銃猟免

許——これは銃器全般でございます——それと第二種というのは空気銃のみという三種に分かれておりますが、こういうものにつきましても、十九年度から網猟免許とわな猟免許、こういうふうに分けることによりまして、受験をする人たちにとっては、従来は網とわな、この両方を勉強しなければいけなかったんですけども、今後はこれが分かれることによりまして、筆記試験、技能試験、こういう勉強の範囲も狭まるので、従来より免許の取得と

いうのが容易になるといふふうに考えております。

それで、猟友会の人たちにも御協力願っておりますけれども、それにおいても高齢化ということで、減少を続けております狩猟者の方々の維持、それからもう一つは、さらに免許を取っていたとくというようなことで、関係部局や関係団体と連携をいたしまして、農林家の方々、農協の職員、市町村などの人たちに対しましても狩猟免許の取得を働きかけていきたいと思っております。

真下誠治議員

まず一番目、二十一世紀のプランに関しまして知事に質問をいたします。

このプランは、二十一世紀に入る前に、大変な労力と、また時間をかけて、この百年をどう生きるか、そういう県行財政のバイブルみたいな形でつくり上げたんですが、なかなか難解でございます。この目標を達成するための必要条件は何なのか、どんなふうにお考えなのか、知事にお伺いいたします。

小寺弘之知事

二十一世紀プランは、ちょうど二十世紀が終わって二十一世紀が始まるというときでありましたので、我々は、戦後の日本は急速に経済も発展し、栄えてまいりましたけれども、あまりに先のことだけに追われてきた感があるのではないかと、この辺で一週間の長期に百年後を考えてみたらどうかというくらいの気持ちで、発想の転換を図ろうとしたわけであります。

百年先という随分遠いような感じがいたしますけれども、今、我々の子どもや孫が一生を終えるというくらいの子どもの時間でございますので、そう遠い将来でもありません。そういう子どもや孫のために、今、我々が何をなすべきかということを考えてみようということから、長期的なプランをつくらうということになったわけでありまして、それが第一冊といいますが、そういうものと、それからやや中長期的な具体的な施策とをあわせて、そして県政の長期目標にしようというふうにしたのがこのプランをつくった目的でございます。

これを達成するにはどうするかということですが、これは県とかが、そういう行政はもちろんでありますけれども二百万県民が力を合わせていい郷土をつくっていかう、そういう気持ちで育むことがまず前提でございます。それと具体的には、物事を一年二年の単位で考えることも必要でありますけれども、もう少し長い目で見て考えることによって物の考え方も違うんじゃないかと、そういうことで長期的な発想に取り組むこと。それからもう一つ、何でもかんでも人に依存するのではなくて、自立をしていく、本当の意味で自分の生命力でもって生き抜いていく。これは一人の人間としてもそうでありませうけれども、群馬県という大き

な社会も、そういう生命力を持った、活力を持った社会にしていかなければいけないというのが必要だと思います。

それと、やっぱり社会というのは助け合って生きていくんだというでもあります。世の中には力の強い人もいれば弱い人もいます。経済的にもそうでありますし、肉体的にもそうでありますし、様々な境遇もそうであります。千差万別でありますけれども、お互いに助け合って生きていこう、こういう協調の精神を持って社会をつくっていく、こういってところがこのプランの前提条件になるのではないかと、こういうふうに思います。

真下誠治議員

私は必要条件とお願いしたんですが、この質問はこれで終わります。私は部局の方にも、答えとして、必要条件ですから、地球温暖化の防止をしなければいけないというのが大きな必要条件だ、そういう答えが欲しかったんですよ。今、群馬の水だ、森だ、いろいろ話が出ていますけれども、温暖化というのはもう始まっているわけですね。百年、五十年という話ではなくて、もう十五年後はどうなるか。ちょうど昨日のNHKで竜巻はなぜ起こるか、いろいろやっていましたけれども、洪水、干ばつ、それから温度が上昇すれば今まで考えられなかったような伝染病、こういうことがあって、群馬が本当に暮らし易い土地でなくなる。これがまず必要条件。これが成り立たないといろんな話も進まない、私はそんな考えで、この二十一世紀プランでお尋ねしたのは、次の地球温暖化に対する知事に位置付けをお伺いしたかったのでございます。

それで、二番目に移ります。地球温暖化に対する県の考え方を伺いたいんですが、私は、先ほど申しましたように、温暖化防止というのは二十一世紀プランの達成のための必要条件、そう思っています。

そこで、五年間の群馬県地球温暖化対策推進計画、いわゆる第一次コップランを終えて、今、第二次に入りました。第一次の成果、反省、それから第二次はどのような形で進められていくのか。概略で結構です。詳しくは環境・森林担当理事にお伺いたしますから、知事の捉えている第一次の成果、反省点、それから第二次へ向けての計画の概要、これをお伺いいたします。

小寺弘之知事

平成十年三月に策定した群馬県地球温暖化対策推進計画、いわゆるCO₂を減らすということなので、そのスペルからとってコップランというふうにネーミングをしたわけですが、これは内容として、第一点は二酸化炭素、CO₂の排出量を減らすということ、第二にフロンの回収を進めよう、こういったことを中心として定めた計画であります。

そのうちフロンについては、平成十二年十月に県と関係団体によりまして群馬県フロンの回収促進協議会というものを設立いたしました、回収ルートを整備してきたところがあります。これは計画の目標を上回って回収が図られたので、成果が上がったと考えております。

一方のCO₂、二酸化炭素のことについてでありますけれども、これは目標に到達しなかったということでもあります。このことに

ついでには、世界でも論じられているところでありまして、京都議定書でもそれを批准した国としない国とあったりして、なかなか難しい問題でありますけれども、しかし、長期目標としてこれを減らしていかなければいけないということは、環境を考える人々の間での共通の目標であると思っております。

これについては、我々のライフスタイルを変えたり、あるいはそのための科学技術の革新も必要でありますし、いろいろなものがあわさって成果が得られるものと考えております。これはなかなか難しい問題だと思います。北極の氷が溶けてしまうとか、この百年間で都市の気温が三度上がったとか、いろんな数値を聞かされますと、我々は、なるほど、そうだなと思うのでありますけれども、実際にCO₂を減らす努力がどのくらいできるかということになると、相当な節制や我慢もしなければならぬというようなことで、難しい課題ではありますけれども、これは県民を挙げてそういう体制に持っていきたいと、このように考えております。

◎議案の委員会付託

第三百三号議案から第二百二十五号議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十七年度群馬県公営企業会計決算認定の件については、決算・行財政改革特別委員会に付託することに決定。

◎休会の議決

九月二十九日、十月二日から六日及び十日は委員会審査のた

め本会議を休会にすることの決定

本会議第五日（十月十一日）

◎諸般の報告

群馬県人事委員会から議長あてに提出された、職員の給与等に関する報告及び勧告の写しを配付

◎新任者の紹介

桑原保光教育委員会委員長（十月三日付）
三宅 豊教育委員会委員（十月一日付）

◎第三百三号から第二百二十五号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

金田克次保健福祉常任委員長、木暮繁俊環境農林常任委員長、田所三千男産業経済常任委員長、金子一郎県土整備常任委員長、真下誠治文教警察常任委員長、松本耕司総務常任委員長、原富夫決算・行財政改革特別委員長、腰塚 誠地域活性化対策特別委員長、中沢丈一教育環境づくり特別委員長、小林義康安全・安心なくらし特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

◎金田克次保健福祉常任委員長（概要）

まず、「子どもを育てるなら群馬県」のスローガンの具体的な

施策について質疑され、健康福祉局におけるスローガンを活かした特色ある施策の推進が求められました。

今月から本格施行された障害者自立支援法に関しては、様々な懸念が示されました。

法施行の影響に対する当局の見解が問われるとともに、施設利用者の負担軽減策についての考え方、具体的な措置、障害者を受け入れる施設整備への支援などが質され、体系的な施策整備の推進と、県としての支援が強く求められました。

また、障害者が自立していくうえで欠かすことのできない雇用の促進についても議論され、部局を超えて取り組まれない旨、意見がなされました。

子どもに対する施策についても多岐にわたり議論されました。認定こども園に関しては、自治体の公的責任及び保育水準の後退等が指摘されるとともに、「子どもの最善の利益の保障」を条例の基本理念に据える旨、提案されました。

保護者と同居できない児童に対しては、施設への入所のほか、里親制度の活用が提起され、制度のPRや里親への支援の状況が質され、里親に対するバックアップ体制の充実を図るべきとの意見がなされました。

県立病院に関しては、がんセンターの検体検査の現状についての認識が問われるとともに、新病院における新たな検査体制の見通しが質され、心臓血管センターの検査課においても、リース方式導入の効率性について議論されました。

○田所三千男産業経済常任委員長（概要）

最初に、産業経済局関係ではありますが、まず、観光局の上半期の事業成果について質疑が行われ、事業成果の分析に当たっては経費と結果を数値比較することが重要であるとして、今後の確かな事業成果の分析が当局に求められました。

次に、観光団体等の再編・統合について、対象となる団体の現状などが質疑されたうえで、温泉源対策と観光振興を一体的に考えていくためには、温泉関係団体等の参加も検討すべきであるとの意見が述べられました。

また、労働問題関連では、本県における有効求人倍率の特徴や、男性の育児休業の取得状況、またニート問題に対する取り組みなどが議論されたほか、長時間労働と少子化問題との関連について当局の見解が求められました。

続いて、企業局関係では、百六号議案に計上された旧西毛建設事務所の解体費用が質疑され、経費をかけない利活用や、今後の処理方針などが議論されました。

次に、多田山住宅団地跡地の利用が取り上げられ、現在までの検討状況や今後の見通し、また地元住民が意見を述べる機会の確保などについて質疑が行われました。

続いて、指定管理者制度について、各県営ゴルフ場における制度導入後の利用者数の動向と、その要因について見解が求められたほか、新たに設置された評価委員の位置付けが質疑され、委員会の評価を次の指定管理者選定の参考として活用していくことについて意見が述べられました。

○中沢文一教育環境づくり特別委員長（概要）

初めに、認定こども園について、次世代育成支援対策推進行動計画との関係や位置付けについて質疑されるとともに、既存の幼稚園や保育園の申請見込みについて質されたほか、施設の問題、特に幼稚園には調理室を設置する必要があることから、施設整備の支援について質疑がありました。

さらに、認定基準に係るパブリックコメントについては、寄せられた件数及び特徴的な意見について説明が求められました。

続いて、制度導入に当たり、職員の資格取得の支援についての見解が求められるとともに、市町村や関係機関との連携について質されたほか、資質向上を図るための研修を実施するよう要望されました。

次に、青少年保護育成条例に関連して、残酷で過激なテレビゲームのソフトに対しても、有害図書とあわせて、条例の中で規制を盛り込むことについて見解が求められるとともに、他県の取り組みや条例改正のパブリックコメントの状況について質されました。

次に、高校の再編整備に係る活性化協議会について、開催状況やこの評価、今後の取り組みについて質疑されるとともに、県立高校の県立大学の附属高校への可能性について意見が交わされました。

続いて、登下校時における安全確保について、安全パトロールにおける最近の不審者情報の状況について質されるとともに、通学路の整備や安全確認の取り組みについて質疑されました。

◎ 討論

日本共産党県議団	早川昌枝	一部反対の討論
自由民主党	南波和憲	賛成討論
オンリーワン県政	岩上憲司	一部反対の討論

◎ 採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第七号議案 義務教育費国庫負担制度についての意見書

議第八号議案 警察官の増員に関する意見書

議第九号議案 地方財政の充実・強化を求める意見書

議第十号議案 県公費不正支出への自主返納で生じた残余金の取り扱いに関する決議

議第十一号議案 飲酒運転撲滅に関する決議

議第十二号議案 ぐんま国際アカデミーに対する私学助成問題の

早期解決に関する決議

議第十三号議案 北朝鮮の核実験実施に対し断固たる措置を求める意見書

議第十三号議案 北朝鮮の核実験実施に対し断固たる措置を求める意見書

議第十三号議案 北朝鮮の核実験実施に対し断固たる措置を求める意見書

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎ 特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第二百二十七号議案 公害審査会委員の選任について

平成十七年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、公害審査会委員の選任及び決算の認定についてであります。

公害審査会委員の選任については、現委員の池田昭男氏ほか四名の任期が十月三十一日をもって満了となりますので、その後任者として池田昭男氏ほか十四名を選任しようとするものであります。

次に、決算の認定については、平成十七年度の一般会計及び十二の特別会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであ

ります。

◎第二百二十七号について委員会付託を省略し、採決

第二百二十七号議案は原案に同意することに決定

◎議案の委員会付託

平成十七年度群馬県一般会計及び同特別会計決算歳入歳出決算認定の件については、決算・行財政改革特別委員会に閉会中の継続審査案件として付託することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案二十七件（うち可決二十五件、継続審査二件）

議員提出議案七件（うち可決七件）

二 請願の審査状況

請願三十九件（うち採択七件、一部採択二件、不採択四件、審査未了三件、継続審査二十三件）

12月20日	故大林喬任議員に対する議長弔意 議案提出書朗読	第一二八号議案 第一三七号議案 請願 議第一四号議案 議第一五号議案	一般質問 小野里光敏 答弁 内山教育長 加藤総務担当理事 田 中農業担当理事 川西県土整備担当理事 金井観光局長 委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論 南波和憲 賛成討論 発議案に対する討論 早川昌枝 反対討論 小野里光敏 議第一五号に対する賛成討論 岩上憲司 議第一五号に対する反対討論 中島資浩 議第一五号に対する反対討論	委員長報告 第一二八号議案、第一三七号議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定 議第一四号、議第一五号議案、可決 特定事件の継続審査 表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式
--------	----------------------------	--	--	---

本会議第一日（十二月四日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

須藤日米代、金田克次、早川昌枝の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十二月四日から二十日までの十七日間とすることに決定

◎平成十七年度群馬県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並びに群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とした委員長報告
原 富夫 決算・行財政改革特別委員長から委員会の審査経過及び結果の報告があった。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

自由民主党 須藤昭男 賛成討論

フォーラム群馬 長崎博幸 賛成討論

オンリーワン県政 岩上憲司 賛成討論

◎採決

各会計決算は、委員長報告のとおり認定することに決定

◎議案の上程

第二百二十八号議案 平成十八年度群馬県一般会計補正予算（第四号）

第二百二十九号議案 平成十八年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第一号）

第二百三十号議案 平成十八年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第一号）

第二百三十一号議案 平成十八年度群馬県病院事業会計補正予算（第二号）

第二百三十二号議案 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例

第二百三十三号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第二百三十四号議案 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第二百三十五号議案 請負契約の締結について

第二百三十六号議案 損害賠償の額を定めることについて

第二百三十七号議案 当せん金付証券の発売について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事
今回の提出議案は、予算関係四件、事件議案六件、合計十件であります。

改善すべき切実な問題点が指摘されています。本来、これらは制度設計を行った国において解決すべき課題であることから、群馬県としては、国に対して速やかに適切な対策を講じるように要望したところであります。しかし、施設利用者の負担の増加に対して、当面緊急的に対処するため、障害児通園施設利用者の食費負担について支援し、利用者の負担軽減を図ることといたしました。次に、民間幼稚園等において、認定こども園の基準を満たすようにするための施設整備や、民間保育所における小規模改修に対して支援を行い、子育て環境づくりを推進します。

今回の補正予算案は総額で六千百万円の増額となり、現計予算額と合算しますと八千七十一億九千九十一万円となります。債務負担行為の補正については、がん治療に効果の高い重粒子線治療施設を群馬大学と共同で設置するため、群馬大学に治療施設の製作を委託するほか、中小企業の仕事を確保するため、端境期対策として二十五億円のゼロ県債を追加するなど、来年度以降に期間が及ぶ契約の締結を行おうとするものであります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第二百三十二号議案は、法律の制定に伴い、認定こども園認定基準を定めようとするものであり、第二百三十三号議案は、市町村への権限移譲をさらに拡大するため、前橋市などへ新たに事務を移譲しようとするものであります。

◎請願の委員会付託

十一月二十七日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月五日から七日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（十二月八日）

◎一般質問（第二百二十八号から第三百三十七号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子 泰造

1 観光立県について

2 県青少年保護育成条例改正について

3 いじめ問題について

4 知事のいわゆる「県民党」について

二 フォーラム群馬 塚越 紀一

1 格差社会について

2 教育問題について

3 治安対策について

4 群馬県汚水処理計画について

5 伊勢崎PA周辺整備方針について

三 日本共産党県議団 早川 昌枝

- 1 弱者に対する知事の政治姿勢について
- 2 弱者への支援策について
- 3 弱者支援に対する財源確保について
- 4 板東工業団地の土壌・地下水汚染と対策について
- 5 いじめなどを取り巻く問題解決について

塚越紀一議員

格差社会につきまして、知事に質問をさせていただきます。

戦後最長の景気拡大が続く中で、景気がいいという実感を多数の国民が持っていないのが実態ではないかというふうに思います。社会の各員が大変な格差を感じて、将来に対する不安が高まっている社会ではないかというふうに思います。ひとつは中央といましようか、都市部と地方の格差がございます。財政力格差があるうえに、公共事業のストップ、そして地方交付税一律的なカットが進んでおりまして、ますます格差が加速されるんじゃないかなというふうに思いますし、それから企業間では大企業と中小企業の格差がございます、東証一部の大企業は史上最高の利益を上げの中で、下請けの多い中小企業はその影響がまだ及んでいないのではないかというふうに感じております。

それから、雇用構造の変化による賃金格差が非常に顕著になってまいりました。低賃金の非正規労働者が急速に増加いたしました、既に働く者の三分の一以上が非正規の社員の人たちということとでございます、その八〇%以上が年収が二百万円よりしたであるということでございます、そういった中で結婚をしたり、将来の計画を立てるといふのは非常に難しいような社会になって

きたのかなというふうに思いますし、お年寄りには年金の減額とか、所得税、住民税の増大、医療、介護コストの増加が特にお年寄りを中心に生活を直撃いたしましたして、不満と将来に対する不安が広がった社会かなというふうに私は捉えております。

一方、群馬県内では、県の努力もありまして、関越自動車道、上信越道に加えて、北関東道の建設も着々と進んでおりまして、そのアクセス道路も建設されて、工業立地件数では全国ナンバーワン、そして有効求人倍率もトップクラスを維持しているということでございます。群馬県の経済は全体的には回復基調にあるというふうには言われておりますが、この豊かさなかなか実感できないのではないかとこのように思います。

そこで、知事にまず第一点、県内の現状をどのように捉えられておられるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

小寺弘之知事

認識において格差問題が取り上げられまして、基本的な認識においては塚越議員と私と共通するものがあるというふうに感じました。バブルの崩壊後、それと同時にといいますか、あわせて世界的なグローバルバリエーションという波が押し寄せ、そして市場開放、規制緩和、競争原理というようなことを言われますと、なるほど、そういうことかということ、そういうことだけに目標を置いてきた結果ではないかとなというふうに思っております。

そこで、この不況を回復するには構造改革だと言って、いろいろな構造改革が行われたわけですが、これはいい面もあればやっぱり副作用もあるわけでありまして、それが今日出てきているか

などと思います。企業も必死になって、企業の存続をかけるためには、いわゆるリストラをしなきゃならない。そうすると、失業者が出てくるとか、そういうこともありました。さらには、財政問題から社会保障制度が結局切り詰められてくる。三位一体という名のもとにおいて地方財政も切り詰められてくるということでもあります。努力すればそれなりの結果が出るということは、それはそういう社会の原則があつていいと思うんです。それはそれで私はいいいことだと思えますけれども、それが非常に過剰になってしまつて、そこに格差を生む。大きいものはどんどん大きくなっていつてしまつし、弱いものはもうスタートするときから出遅れてしまわなければならない、こういうことでは真の平等とは言えないわけでありまして、あまりそれが極端になって、いわゆる勝ち組だ、負け組だというふうなレッテルを貼られるような方向はいい社会ではないというふうに思います。努力しながらも弱い立場にある人々を助けていくのが政治の基本だというふうに私は思っております。

県内の景気については、雇用、所得は全体に増加基調でありますし、企業マインドとしてもいい方向にいつているし、これから北関東自動車道などが完成しますと、さらにそういうものは促進されるであろうということで、全体的にはいい方向にいくのではないかと思っております。

ただ、やはり時代によって栄える業種と縮小される業種とあるわけでございます。例えば建設業をはじめ、窯業とか土木製品製造業とか、こういったものがむしろ波から遅れているということが言えます。そして、零細企業などにはなかなかその恩恵がわ

たっていないという言えます。また、中高年の賃金格差、若年層の失業者、フリーターの増加、こういった様々な格差が出ているのが現状ではないかと思っております。これを完全に解消するというのはなかなか難しいことではあるかもしれませんが、できるだけその差を縮めて、適切な、お互いに認め合えるような、そういう社会にしていきたいと思っております。

県としてこれからとりまします対策とすれば、まず全体的に強い群馬の経済をつくっていかねばいけないと思っております。で、引き続き北関東自動車の建設の早期完成を目指して努力をしていきたいと思っております。特に、北関東自動車道については、北側に十一メートルの側道つけたというのは群馬県だけでございまして、私は、この十一メートルの側道をつけたというのは、四百億円から五百億円くらい、県、市町村合わせていろいろお金が要りましたけれども、やはり経済基盤を強くする意味において効果があったのではないかと考えております。また、吾妻方面には上信越自動車道の建設ということも大事な課題だと思っております。

それから、これまでの群馬県の製造業は非常に強いものを持っておりまして、特に金型、あるいは部品メーカーとか、細かな下請け産業の強さ、技術力、技能、こういったものの強さは群馬県は屈指のものがあると思えますが、そういうものに磨きをかけていくと同時に、群馬県が持っている自然とか、そういう観光資源がありますので、観光を盛んにしていきたいと思っております。観光は波及効果も大きいので、農業も、あるいはほかの産業にも非常に波及するものと思っております。

それから、いろいろそういう経済政策を立てると同時に、努力しても弱い立場に立ってしまうという人がどうしても出てきますので、そういう方々には福祉施策、あるいは雇用対策もきめ細やかにやっていかなければなりませんし、子育て支援策も新しい課題として、一層強化していかなければいけないと思っております。

本会議第三日（十二月十一日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎議案の上程

第三百三十八号議案 収用委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は収用委員会委員の選任についてであります。

これは、現委員の泉 岩雄氏、武井上巳氏の任期が十二月十八日をもって満了となりますので、その後任者として泉 岩雄氏、小暮俊子氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

第三百三十八号議案は、原案に同意することに決定

◎一般質問（第二百二十八号から第三百三十七号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

- 一 フォーラム群馬 大 沢 幸 一
 - 1 道路特定財源の一般財源化について
 - 2 「いのち」の尊厳に関わる教育について
 - 3 若年認知症対策について
 - 4 地元問題について
- 二 自由民主党 中 島 篤
 - 1 群馬県における危機管理について
 - 2 ぐんま国際アカデミーについて
 - 3 県のカラ出張問題について
- 三 自由民主党 久保田 順一郎
 - 1 多文化共生について
 - 2 農業の品目横断的経営安定対策その後について
 - 3 環境県ぐんまの象徴的環境事業について
 - 4 障害者自立支援法について
 - 5 東毛広域幹線道路と新橋架橋について
- 四 自由民主党 小野里 光 敏
 - 1 中山間地域の生活環境及び観光振興について
 - 2 道路特定財源の配分国費について

3 沼高・沼女統合問題について

久保田順一郎議員

農業の品目横断的経営安定対策のその後ということで、質問させていただきます。

戦後最大とも言われるこの改革が、小泉政権のときのカロリーベースでの食糧自給率四五%を目標に、一昨年様々な議論の中で、本年実施に移されたわけでございます。群馬県では、群馬県麦作等経営安定緊急対策として、なぜか表に限定したと思われる表現でこの対応を進めてきたわけでありますが、一方、日本では、貿易立国であるが故にWTOの中の多角的貿易体制を提唱せざるを得ず、頓挫しているドーハラウンドの中でも、EPA、FTAの対応も行わざるを得ない、そんな状況にあることも確認しております。

また、先日の報道のように、オーストラリアでの小麦が一気に一〇数%上がると、そのときは他国からの買い付けを考えればいいじゃないかということもありますが、食糧戦略上の観点では、やはり国内のしつかりとした農業基盤づくりというのは今後必須になることと理解できるものでございます。

そこで、播種期を終えまして、安定対策の進展状況が発表されたわけでございますが、担い手づくりの現状につきまして、その評価分析はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

田中 修農業担当理事

担い手づくりの現状についてであります。去る十二月五日、農

林水産省から品目横断的経営安定対策の秋期加入申請状況が公表されたところであり、十一月末における本県の状況につきましては、認定農業者数五百五経営体、このうち農業生産法人は三十八であります。新しくできたのが十六法人、それから個人が四百六十七人であり、集落営農組織が百十一、構成員で四千三百七十七人の構成でありますけれども、合計六百十六の経営体が確保されたところであります。

それで、麦作の面積についてありますが、十八年度産麦の作付面積のうち、約八千ヘクタールに対して六七三八ヘクタールの確保が図られました。カバー率で言いますと八四％であります。このほか東毛地域におきましては、ビールメーカー等との契約に基づくビール麦もありまして、これが一千ヘクタールほど確保されたものと認識しております。これも含めてのカバー率になりますと、八六％のカバー率というのが現状であります。

次に、確保された経営体の評価分析であります。経営規模についてですが、認定農業者の平均規模が六・一ヘクタールであります。それから、集落営農の組織では経営規模が三二・八ヘクタールとなっております。国が定めた認定農業者四ヘクタール以上、集落営農二〇ヘクタール以上を上回る経営規模の形態が確保されました。そして、集落営農組織の平均構成人数ですが、三九・四人となっております。中小の規模の農業者の相当数が集落営農組織に参加できたものと考えております。

以上のように、今回確保しました六百十六の農業経営体につきましては、今後、地域農業を担う中核的な存在となることが期待され、本県の農業構造改革を進めるうえで大きな足がかりを築く

ことができたものと評価しております。

久保田順一郎議員

思った以上の成果が上がったということで、関係者の御協力も含めて、御苦労には大変感謝を申し上げます。細かい数字等の分析結果はまた後でお願いするとして、いわゆる今回の経営安定対策そのものが切り捨て政策とされるというふうに呼ばれているわけですが、今後、零細・兼業農家等への経営指導等を含めた県の対応はどうなるのか、御報告願いたいと思います。

田中 修農業担当理事

切り捨て政策とされる今回の政策に對しまして、一般的にはそういうふうには言われませんが、本県の水田農業は一戸当たりの耕作規模が小さく、水田率が低いことから、零細・兼業農家が本対策に参加できるように、集落営農組織の育成に今回は積極的に取り組んできたところであります。今後の指導といたしましては、これらの組織に参加している農家がそれぞれの能力に応じて役割分担を果たすことにより、集落営農組織が持続性を持った発展可能な経営となるような、そして農業法人化になるような支援を行うとともに、施設園芸、農産加工等の高収益部門への導入も推進してまいりたいと思っております。

他方、集落営農の構成員でない農業者については、農業経営に對するビジョンや年齢、労働力等を踏まえつつ、収益性の高い野菜等の生産への誘導、直売所等の活用による販売体制の確立など、

関係機関や農業団体と連携して、組織的な指導を行いたいと考えております。

さらに、認定農業者や集落営農を核とした新たな部門の創出による雇用体制の確立など、零細・兼業農家が安心して労力を確保できるシステムをつくり、多彩な農業形態の農家が多様な方法で地域農業に参画できるように指導してまいりたいと思います。

久保田順一郎議員

いずれにいたしましても、県の農家の人口、これを見ますと、三万八千六百三十九の農家の軒数があるわけでございます。その中で、いわゆる中小零細と言われるのは、仮にこれを二ヘクタール以下、二町歩以下の農家としますと、全体の五三%、半分以上を占めるわけでございますから、いわゆる集団営農の形からあふれた兼業農家、一種、二種の農家に対しまして、これはやはり高齢化も伴っておりますので、県は今後も十分な対応をしていただきたいと思えます。

◎議案の委員会付託

第二百二十八号議案から第三百三十七号議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月十二日から十五日、十八日及び十九日までの六日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（十二月二十日）

◎故大林喬任議員に対する議長弔意（大澤正明議長）

◎第二百二十八号から第三百三十七号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

金田克次保健福祉常任委員長、木暮繁俊環境農林常任委員長、田所三千男産業経済常任委員長、金子一郎県土整備常任委員長、真下誠治文教警察常任委員長、松本耕司総務常任委員長、原富夫決算・行財政改革特別委員長、腰塚誠地域活性化対策特別委員長、中沢丈一教育環境づくり特別委員長、小林義康安全・安心なくらし特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○真下誠治文教警察常任委員長（概要）

警察本部関係では、まず、インターネット等を使ったサイバー犯罪の現状と対策について質疑が行われました。

次に、来年改正が予定されている群馬県青少年保護育成条例について質疑がなされ、青少年への影響の大きいインターネットの利用環境に関する条文も整備されることなどから、改正の方向に沿った対策を進めるべきとする意見が述べられました。

一方、他の委員からは、改正案は青少年の健全育成という点などから見て問題があるのではないかという指摘がなされ、県警としての見解について議論が交わされました。

続いて、今後、警察官の大量退職が始まることは、治安対策上、深刻な問題であることから、退職者の見込みや県警としての対応方針について質疑が行われました。

次に、教育委員会関係ですが、学校における「いじめ問題」が深刻化していることに対し、教育委員長の見解が求められました。また、今後の対策を進めるうえで「いじめ」を定義することの必要性や、国の教育再生会議が発表した「いじめ問題への緊急提言」に対する評価などを巡り議論が交わされました。

次に、第三百三十五号議案、県立近代美術館本館の改修工事に関する請負契約の締結について、投書の入札が不調に終わった経緯や、十二月に予定されていた機械設備工事の入札が中止になった経緯などを巡り質疑が行われました。

続いて、青少年保護育成条例の改正作業に当たり、県教委としてどのような意見を述べ、それが条例案にどのように反映されたのか、質疑が行われました。

○松本耕司総務常任委員長（概要）

まず、初めに、旧高崎競馬場の跡地利用について、有識者による意見交換会が開催されたことから、検討状況や今後の開催予定等について質されたほか、県と地元高崎市との協議の状況や跡地管理の現状、日本中央競馬会などに対する場外馬券場としての貸し付けの状況等について詳細な質疑が行われました。

そして、高崎競馬の廃止に伴い累積債務の清算や関係者に対する補償等、県及び高崎市が多額の負担をした実態を改めて明確に示したうえで、跡地利用の検討を行うようにとの意見が述べられ

るとともに、競馬場跡地の利用検討は県民の関心も高いことから、幅広く意見を聞き、じっくり考えながら、しっかり議論するように強く要望されました。

続いて、県内十一消防本部の広域化の検討状況について説明が求められ、有識者懇談会からの提言である県内一本化に対する県の考え方が質されたほか、防災行政無線の進捗状況について質疑されました。

最後に、ぐんま国際アカデミーに対する私学助成の関係では、九月定例会以降の県と太田市との協議状況について質され、この間、状況が進展していないことから、太田市側の対応待ちで良いのか、本会議における「問題の早期解決の決議」をどう受け止めているのかなど、理事の見解が質されました。そして、知事は県民の代表である議会の意味に込める責任があり、このままでは予算修正しなければならないとの意見が述べられました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

自由民主党 南波和憲 賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は、いずれも委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十四号議案 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書

議第十五号議案 県議会議員の報酬等支給条例の一部を改正する

(在職十五年以上)

条例

◎提案説明及び委員会付託を省略し、討論

・群馬県議会顕彰状授与

大澤正明議長

日本共産党県議団 早川昌枝 反対討論

松沢 睦議員(在職三十五年以上)

自由民主党 小野里光敏 議第十五号議案に対する

矢口 昇議員(在職二十年)
原 富夫、早川昌枝、大澤正明、関根圀男、
中沢丈一、小林義康、長崎博幸、腰塚 誠の各議員

オンリーワン県政 岩上憲司 議第十五号議案に対する

・知事感謝状贈呈

(在職十五年以上)
小寺弘之知事

県民の会 中島資浩 議第十五号議案に対する

反対討論

松沢 睦議員(在職三十五年以上)

◎採決

各発議案は原案のとおり可決

矢口 昇議員(在職二十年)
原 富夫、早川昌枝、大澤正明、関根圀男、
中沢丈一、小林義康、長崎博幸、腰塚 誠の各議員
(在職十五年以上)

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

・祝辞

中村紀雄議員
松沢 睦議員

◎表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに感謝状の贈呈式

・式辞 大澤正明議長

・ 一 会議結果
議案審査の状況

・ 全国都道府県議会議長会表彰状伝達 大澤正明議長

知事提出議案十三(うち可決十三件)

松沢 睦議員(在職三十五年以上)

議員提出議案二件(うち可決二件)

矢口 昇議員(在職二十年)

二 請願の審査状況

原 富夫、早川昌枝、大澤正明、関根圀男、
中沢丈一、小林義康、長崎博幸、腰塚 誠の各議員

請願五十三件(うち採択十四件、一部採択九件、審査未了
十件、継続審査二十件)

第三十六項 平成十九年二月定例会

平成十九年二月定例会概括表

2月23日	2月22日	2月16日	月日	議 議		状 況
<p>予算特別委員会正副委員長 互選結果報告</p>	<p>人事委員会の意見書の配 付</p>	<p>議案の送付書及び意見書 の処理結果朗読</p>	<p>開会に先立ち群馬交響楽 団による演奏 故大林喬任議員に対する 追悼行事 監査委員の監査報告の配 付</p>	<p>諸般の報告・紹介</p>	<p>選挙・指名</p>	<p>委員報告・議決・その他</p>
	<p>予算特別委員会委 員の選任</p>		<p>会議録署名議員の 指名</p>			
	<p>第一号議案 第九五号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九五号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九五号議案 承第一号</p>	<p>上程議案</p>		
<p>一般質問 腰塚 誠 答弁 小寺知事 加藤総務担当理事 川西 県土整備担当理事 一般質問 桑原 功 答弁 小寺知事 加藤総務担当理事 福島 健康福祉担当理事 大木環境・森林担当 理事 一般質問 金田克次 答弁 谷口病院管理者 福島健康福祉担当 理事</p>	<p>一般質問 南波和憲 答弁 小寺知事 内山教育長 加藤総務担 当理事 横尾企画担当理事 川西県土整 備担当理事 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 内山教育長 折田警察本 部長 一般質問 伊藤祐司 答弁 小寺知事 内山教育長 福島健康福 祉担当理事 川西県土整備担当理事</p>			<p>質疑・一般質問・討論</p>		<p>会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 予算特別委員会設置 請願の委員会付託 休会の議決</p>
	<p>第一号議案 第九五号議案 承第一号</p>					<p>休会の議決</p>

	2月27日	
第一号議案	第一号議案 第九五号議案 承第一号	
一般質問 須藤日米代	<p>一般質問 岩上憲司 答弁 小寺知事 内山教育長 関根企業管 理者 横尾企画担当理事 大木環境・森 林担当理事 田中農業担当理事 川西県 土整備担当理事 一般質問 狩野浩志 答弁 小寺知事 福島健康福祉担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 平田英勝 答弁 加藤総務担当理事 大木環境・森林 担当理事 田中農業担当理事 川西県土 整備担当理事</p> <p>一般質問 中島 篤 答弁 小寺知事 高木副知事 加藤総務担 当理事 一般質問 塚原 仁 答弁 内山教育長 加藤総務担当理事 福 島健康福祉担当理事 小澤食品安全会議 事務局長 一般質問 金子浩隆 答弁 小寺知事 内山教育長 折田警察本 部長 一般質問 中島資浩 答弁 小寺知事 内山教育長 加藤総務担 当理事 福島健康福祉担当理事 大木環 境・森林担当理事 大崎産業経済担当理 事 一般質問 木暮繁俊 答弁 大木環境・森林担当理事 田中農業 担当理事 一般質問 田所三千男 答弁 内山教育長 関根企業管理者 加藤 総務担当理事 大木環境・森林担当理事 大崎産業経済担当理事 金井観光局長</p>	議案の委員会付託

3月9日	2月28日
議案提出書朗読	
第九五号議案 承第一号 請願 議第一号議案 議第四号議案	第九五号議案 承第一号
第一号議案 費の修正案に対する討論 長崎博幸 反対討論 長谷川嘉一 賛成討論 岩上憲司 反対討論 伊藤祐司 賛成討論 第一号議案第二表繰越明許費及び本文の修正案に対する討論 黒沢孝行 反対討論 星野寛 賛成討論 早川昌枝 反対討論 岩上憲司 反対討論 修正議決部分を除く第一号議案に対する討論 早川昌枝 反対討論	答弁 小寺知事 内山教育長 福島健康福祉担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 福重隆浩 答弁 加藤総務担当理事 福島健康福祉担当理事 大崎産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 橋爪洋介 答弁 小寺知事 内山教育長 横尾企画担当理事 福島健康福祉担当理事 大木環 境・森林担当理事 大崎産業経済担当理事 金井観光局長 一般質問 今井哲 答弁 小寺知事 内山教育長 横尾企画担当理事 一般質問 安楽岡一雄 答弁 小寺知事 関根企業管理者 大木環 境・森林担当理事 大崎産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 松沢睦 答弁 小寺知事 横尾企画担当理事
委員長報告 第一号議案、第一四号議案、第三四号議案、修正可決 第三六号議案、否決 採決した各案件を除く各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定 議第一号議案、第四号議案、可決 特定事件の継続審査	休会の議決

本会議第一日（二月十六日）

南波和憲 賛成討論 塚越紀一 賛成討論 岩上憲司 賛成討論 第一四号議案の修正案に対する討論 桑原 功 反対討論 中島 篤 賛成討論 岩上憲司 反対討論 伊藤祐司 賛成討論 第三四号議案の修正案及び修正した部分を 除いた第三四号議案に対する討論 岩上憲司 反対討論 橋爪洋介 賛成討論 伊藤祐司 賛成討論 第三六議案の委員長報告に対する討論 塚原 仁 反対討論 織田沢俊幸 賛成討論 岩上憲司 反対討論 伊藤祐司 賛成討論 採決した各案件を除く上程中の各議案及び 各請願に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 南波和憲 賛成討論 塚越紀一 賛成討論	議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎追悼行事

故大林喬任議員に対する矢口 昇議員の追悼の言葉

◎会議録署名議員の指名

塚原仁、田所三千男、星野 寛の各議員を指名

◎諸般の報告

監査委員の監査報告の配付

◎会期の決定

会期は、二月十六日から三月九日までの二十二日間とするこ

とに決定

◎議案の上程

第一号議案	平成十九年度群馬県一般会計予算	第十九号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第二号議案	平成十九年度群馬県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	第二十号議案	群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例
第三号議案	平成十九年度群馬県災害救助基金特別会計予算	第二十一号議案	知事、副知事、出納長、企業管理者及び病院管理者の諸給与支給条例等の一部を改正する条例
第四号議案	平成十九年度群馬県農業改良資金特別会計予算	第二十二号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第五号議案	平成十九年度群馬県農業災害対策費特別会計予算	第二十三号議案	群馬県職員定数条例の一部を改正する条例
第六号議案	平成十九年度群馬県有模範林施設費特別会計予算	第二十四号議案	群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第七号議案	平成十九年度群馬県県営競輪費特別会計予算	第二十五号議案	都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例
第八号議案	平成十九年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計予算	第二十六号議案	学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
第九号議案	平成十九年度群馬県用地先行取得特別会計予算	第二十七号議案	群馬県感染症診査協議会条例及び群馬県保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
第十号議案	平成十九年度群馬県収入証紙特別会計予算	第二十八号議案	群馬県立医療短期大学条例の一部を改正する条例
第十一号議案	平成十九年度群馬県林業改善資金特別会計予算	第二十九号議案	群馬県林業試験場手数料条例の一部を改正する条例
第十二号議案	平成十九年度群馬県流域下水道事業費特別会計予算	第三十号議案	群馬県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例
第十三号議案	平成十九年度群馬県公債管理特別会計予算	第三十一号議案	群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例
第十四号議案	群馬県副知事の定数に関する条例		
第十五号議案	群馬県公益認定等審議会条例		
第十六号議案	群馬県青少年健全育成条例		
第十七号議案	群馬県留置施設視察委員会条例		

第三十二号議案	を改正する条例 群馬県自転車競走実施条例の一部を改正する条例	第四十四号議案	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
第三十三号議案	群馬県産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第四十五号議案	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
第三十四号議案	群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例	第四十六号議案	下水道法三十一条の二の規定による市町村の負担について
第三十五号議案	群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	第四十七号議案	包括外部監査契約の締結について
第三十六号議案	群馬県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例	第四十八号議案	平成十九年度群馬県電気事業会計予算
第三十七号議案	群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	第四十九号議案	平成十九年度群馬県工業用水道事業会計予算
第三十八号議案	群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	第五十号議案	平成十九年度群馬県水道事業会計予算
第三十九号議案	群馬県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例	第五十一号議案	平成十九年度群馬県団地造成事業会計予算
第四十号議案	群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例	第五十二号議案	平成十九年度群馬県駐車場事業会計予算
第四十一号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	第五十三号議案	平成十九年度群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
第四十二号議案	群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例等の一部を改正する条例	第五十四号議案	群馬県公営企業職員定数条例の一部を改正する条例
第四十三号議案	群馬県木材業者、製材業者及びチップ業者の登録に関する条例を廃止する条例	第五十五号議案	群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例
		第五十六号議案	平成十九年度群馬県病院事業会計予算
		第五十七号議案	群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
		第五十八号議案	平成十八年度群馬県一般会計補正予算(第六号)
		第五十九号議案	平成十八年度群馬県災害救助基金特別会計補正予算(第一号)
		第六十号議案	平成十八年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算(第一号)

第六十一号議案	平成十八年度群馬県農業災害対策費特別会計補正予算（第一号）	第七十四号議案	群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
第六十二号議案	平成十八年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第一号）	第七十五号議案	群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例
第六十三号議案	平成十八年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算（第二号）	第七十六号議案	群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
第六十四号議案	平成十八年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第二号）	第七十七号議案	公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第六十五号議案	平成十八年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第二号）	第七十八号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例及び群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
第六十六号議案	平成十八年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第一号）	第七十九号議案	群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第六十七号議案	平成十八年度群馬県電気事業会計補正予算（第一号）	第八十号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第六十八号議案	平成十八年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第二号）	第八十一号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第六十九号議案	平成十八年度群馬県水道事業会計補正予算（第二号）	第八十二号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第七十号議案	平成十八年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第二号）	第八十三号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第七十一号議案	平成十八年度群馬県病院事業会計補正予算（第三号）	第八十四号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第七十二号議案	群馬県障害者自立支援対策臨時特例基金条例	第八十五号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第七十三号議案	群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		

- 第八十六号議案 担について
地方財政法第二十七条の規定による町の負担について
- 第八十七号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
- 第八十八号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
- 第八十九号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について
- 第九十号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について
- 第九十一号議案 下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担の変更について
- 第九十二号議案 請負契約の締結について
- 第九十三号議案 請負契約の締結について
- 第九十四号議案 請負契約の締結について
- 第九十五号議案 訴えの提起について
- 承 第 一 号 専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

平成十九年度当初予算案についてであります。総額は八千八百億一千五十万円となり、前年度に比べて一・三％増と、三年連続の増額となりました。

平成十九年度の県税収入は、法人関係税を中心に増加が見込ま

れます。また、三位一体改革に伴う税源移譲により、個人の県民税が二百七十九億円ほど増えることから、総額二千六百二十億円、平成十八年度に比べ四百十億円の増と見積もっております。

他方、個人の県民税への税源移譲に伴い、平成十八年度三百三十六億円計上した所得譲与税は廃止され、三位一体改革による税源移譲で五十七億円が減少することになります。

また、地方交付税は七十五億円の減、臨時財政特例債は三十億円の減となり、依然として厳しい財政環境にあります。

経済はマクロで良くはなっています。しかし中小零細企業はまだまだ厳しいところがあります。また、個々の県民の生活を考えた場合、なかなか景気回復の実感が伴わないところもあります。

そこで、群馬県としては、マクロで良くなっている経済の元気を県内のすみずみにまで行き渡らせたい、経済のみならず、福祉、教育、医療、子育てなど県民生活全般にすみずみまで浸透させたいと考え、「元氣すみずみ」型の予算を編成いたしました。

新年度予算の編成に当たっては、「すみずみまでの景気回復」「弱者を守る」「子どもと未来」という三つの柱を立てました。

第一に「すみずみまでの景気回復」であります。

中小企業の再生、創業、積極経営を支援するほか、道路など社会基盤の整備、企業誘致などに取り組みとともに、雇用対策にも積極的に取り組み、景気の回復が社会のすみずみまで行き渡るようにしてまいります。

景気回復の波に残された中小企業の再生を資金面で支援するため、「中小企業再生支援資金」では再生対象企業の範囲を拡大しました。また、「創業者支援資金」では、女性、若者、シニ

ア向けに融資限度額を拡充するほか、「中小企業パワーアップ資金」の融資枠を拡大し、積極経営を支援します。さらに、「企業立地促進資金」の融資枠を拡大するほか、新たな工業団地の造成を進め、企業誘致に積極的に取り組みます。

雇用対策では、若者の就職を支援するため重要な役割を果たしている若者就職支援センター（通称ジョブカフェ）を県単独事業として三カ所とも継続して運営するとともに、ニートの就労促進にも取り組みます。

第二は「弱者を守る」であります。努力しながらも弱い立場にある人々を社会全体で支えていくことが政治の果たす役割であると考えます。

福祉の分野では、昨年、障害者自立支援法が施行され、施設利用者の負担増など、早急に改善すべき切実な問題が指摘されました。本来、これらは制度設計を行った国において解決すべき問題であることから、群馬県としては、国に対して速やかに適切な対策を講じるように要望するとともに、平成十八年度十二月補正予算では、当面緊急的に障害児通園施設利用者の食費負担を支援することといたしました。その後、国においては、障害者自立支援法円滑施行特別対策として、事業者に対する激変緩和措置や新法移行等のための経過措置に加え、利用者負担の上限額を二分の一から四分の一へ引き下げることとしましたところであります。

そこで、群馬県としては、平成十八年度二月補正予算とあわせて、障害者の生活状況などを考慮し、利用者負担の上限額を原則四分の一からさらに八分の一に軽減することとしたほか、施設運営費などに助成し、事業者や市町村を支援することとしました。

第三は「子どもと未来」であります。

「子育て支援」として、小児医療電話相談では、夜間の相談に三百六十五日対応することとしました。また、民間事業者の協力を得て実施する子育て優待パスなど様々な支援事業を行います。さらに、児童手当を拡充するとともに、私立幼稚園の預かり保育を推進し、子どもを育てやすい環境づくりに取り組みます。

次に、「基礎的な教育の充実」であります。群馬県では全国に先駆け、「さくらプラン」「わかばプラン」として、「ぐんま少数人数クラスプロジェクト」を実施し、きめ細かな授業を行ってきました。来年度はこれをさらに充実させ、小学校三年生までのすべての学年で実質三十人学級を実現します。

以上のような施策を進めていくためには、行財政改革が欠かせません。群馬県では、これまでも簡素で効率的な県政に努めてまいりましたが、引き続き強力に行財政改革に取り組みまいります。

まず、一般行政職員を百人削減いたします。これまでの削減と合わせて、職員定数を四千八百人から四千四百五十人とする条例改正案を提案しております。また、入札の競争性、透明性を確保するため、条件付き一般競争入札の金額を下げるなど、新たな入札契約制度改革に取り組みます。

さらに、県債の発行を抑制し、バブル後の経済対策などで累増してきた県債残高を、昭和四十三年度以来三十九年ぶりに減少させることとしました。

このほか、特別会計予算案十二件、企業会計予算案六件及び事件議案三十八件を提出しております。

事件議案としては、群馬県障害者自立支援対策臨時特例基金など、各般にわたる議案を提出しております。

◎意見の聴取

第二十四号、第三十八号、第七十三号、第七十四号、第七十七号及び第七十八号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎特別委員会の設置

予算特別委員会を委員二十五人をもって設置することを決定

◎請願の委員会付託

二月九日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

二月十九日から二十一日までの三日間は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十二日）

◎諸般の報告

第二十四号、第三十八号、第七十三号、第七十四号、第七十七号及び第七十八号の各議案について群馬県人事委員会から提

出された意見書を配付

◎予算特別委員会委員の選任

配付の名簿とおり指名し、委員に選任することに決定

◎一般質問（第一号から第九十五号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 南 波 和 憲

- 1 行財政改革について
- 2 職員退職金と退職手当償について
- 3 知事等の退職金引き下げについて
- 4 ぐんま国際アカデミーについて
- 5 授業料の値上げについて
- 6 入札契約制度改革について
- 7 特別養護老人ホームの整備について
- 8 地上波デジタル放送難視聴地域対策について
- 9 ハツ場ダム事業について
- 10 幹線交通乗り入れ三十分構想について

二 フォーラム群馬 長 崎 博 幸

- 1 知事の基本的な政治姿勢について
- 2 これからの国と地方、県と市町村の関係について
- 3 平成十九年度予算について
- 4 出納長廃止と副知事二人制について

- 5 行財政改革への取り組みについて
- 6 教育問題に対する基本的考え方について
- 7 本県の治安面の課題と警察本部の取組方針について
- 8 ぐんま国際アカデミー助成金問題について
- 9 本県産業の活性化と支援策について
- 10 地元問題について

三 日本共産党県議団 伊藤 祐 司

- 1 群馬県の入札の実態と改善について
- 2 群馬の子どもたちをどう育てるか
- 3 子育て施策について
- 4 青少年健全育成条例について
- 5 新コッポランの現状と取り組みについて
- 6 小児救急医療電話相談について

長崎博幸議員

衆議院議員の小選挙区制が定着いたしました。その結果、国会議員の権力と知事の権力、相対的に知事の方が大きくなってきた。そして、地方分権の推進で、少なからず国から都道府県へ権限移譲が進んでおります。知事の裁量度もあわせて大きくなってきている、このことは事実だろうと思えます。

一般論になってしまいますけれども、権力の集中、これは腐敗を生みやすい、この指摘は真摯に耳を傾けなければならないと思っております。

改革派知事としてこれまで大変知名度のありました北川三重県

知事、浅野宮城県知事、それぞれ二期で既に引退をされました。同じく三期の増田岩手県知事、二期の片山鳥取県知事は、この春の選挙には出馬されないというふうに表明されております。これは、多選による弊害を避けようとした狙いとも見られております。昨年後半に福島県、和歌山県、宮崎県で相次いで官製談合が発覚して、知事が逮捕されるという事件が起きました。

福島は別として、和歌山は二期、宮崎は一期、必ずしも多選が招いた不祥事ではありませんけれども、小寺知事の何かのアンケートで拝見しましたが、これらの事件が県政に対する信頼を大きく損ねたと感じられているようであります。信頼の回復には、あくまで事件を起こした個人の姿勢の問題として片付けるだけではなくて、そういうものが起きにくいシステムに変えることがあわせて重要ではないかと考えております。

そういった観点も踏まえて、一般論になってしまいかもわかりませんが、多選が腐敗の温床につながりやすいとの指摘に対して、これは県民最大の関心事でありますので、基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

小寺弘之知事

最初に、政治に対する不信のお話がありました。これは先日のよその県で見られる知事の不祥事、あるいは裏金問題だとかいろいろあります。それから、官庁においても談合に関わったとかそういうことがあります。それから、国会議員についてもお金のことについていろいろな話題があります。こういうことがあるのは非常に残念なことでありまして、特に知事に対してああいうシ

ヨッキンクな事件が起きるということは、私にとって非常に残念なことです。県民から、多くの国民から見れば、えっ、そんなことがあるのと思われするのは否めない事実であると思います。

要は、国民、県民から見えて政治家というのが、国民、県民の気持ちと一致しているのかどうか、当選したら離れてしまったのではないかと、そういう距離感で政治家を見ているのではないかと私は思っております。絶えず初心を忘れずに、自分が何を志して政治家になったのかという原点に立ち返るならば、その距離を比較的遠ざけるといふようなことはないのでないかと、私は信念を持ってそう考えてこれまで行動してきております。

それから多選が弊害があるのではないか、いろいろなことが言われますが、これは私は究極的にはその政治家の資質によるものだと思っております。ですから、やる人はやるし、やらない人はやらないと思うんですが、ただ、これはそういう弊害を出さないよう絶えず本人は戒める、そういうことにならないように絶えず努力をする、これは簡単なことではないわけでありまして、命がけでやると、命がけでノーということとはノーと言うということではないかと思っております。

普通の人間ではなかなかそのまでの決断ができないとか誘惑に負けるとかいうことがあるというふうに思われるかもしれませんが、けれども、少なくとも政治家を目指した人間ならば、それだけのものが要求されるということではないかと思っております。

それから、話が前後しますが、小選挙区制の導入によって、あるいは地方分権推進によって相対的に知事存在が大きくなり

いう、そういうお話がありましたけれども、私は必ずしもそうではないというふうに、長年地方自治に携わってきていて、そういう感じがいたします。確かに、地方分権推進法が制定され、権限が移譲されるとかいうようなことがありましたけれども、三位一体の改革を見ればわかるとおり、では十分な財源が付与されたかというところ、それよりも財源は圧縮されたということが事の真相でありまして、やはり、国家財政の再建が優先されたということは否めないことであると思えます。

それから、日本の統治権といいますが、国権の最高機関は国会でありますから、国会がすべて日本国のことを決めることができるわけですね。予算であれ、法律であれ、条約であれ、すべて国会で決まるわけですね。いくら地方分権云々と言っても、地方は独立国ではありませんから、必ず国の法律や制度のもとにおいて、その範囲内において活動するということでありまして、知事や市町村長や、あるいはそのほか地方が、すべて自分たちが思うように全部できるというふうに思ったとすれば、それは錯覚ではないかというふうに思います。進んだところとかかなり後退したところとあるわけでありまして、それを冷静に考えながら、なるべく自分たちのできることは自分たちでやろう、地方のできることは地方でやろうということでありまして。

その代わり、やることについては責任が伴います。財政責任も伴うし、行政責任も伴うし、国の責任やほかの責任に転嫁することとは許されないと私は思います。自治体が本当に自治体である以上、自らを治めるといふ精神を欠いていたのでは自治は育たないというふうに思っているのが私の偽らざる心境でございます。

本会議第三日（二月二十三日）

◎諸般の報告

予算特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎一般質問（第一号から第九十五号までの各議案及び承第一号を

議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 腰塚 誠

1 公共事業予算と県債の返済計画について

2 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の管理及び保存について

3 災害救助犬の活動協力体制について

4 ふるさと農道緊急整備事業と国道一二二号の整備について

二 フォーラム群馬 桑原 功

1 公益通報制度について

2 両生類の絶滅危機について

3 特定外来植物対策について

4 中核市制度について

三 自由民主党 金田 克次

1 障害者の自立支援について

2 特別養護老人ホームの整備について

3 がんセンターについて

四 オンラインワン県政 岩上 憲司

1 格差社会について

2 県民全体で森林を支える仕組みづくりについて

3 農業における経営基盤の強化について

4 子どもの体力低下について

5 多田山団地の土地利用について

6 国道五十号前橋笠懸道路について

五 自由民主党 狩野 浩志

1 許認可事務手続の簡素化と県民サービスの向上について

2 本県の道路行政について

3 安心できる高齢者政策について

4 市町村合併について

六 自由民主党 平田 英勝

1 県道等における歩道、自転車・歩行車道について

2 カワウの防除対策について

3 消防本部の統一について

4 フルーツラインについて

5 現下の農政問題について

桑原 功議員

まず、公益通報制度と法令遵守、職員の意識改革の問題につい

てお尋ねをいたします。

群馬県は既に監査委員、外部監査、あるいは情報公開、個人情報保護、行政手続き、行政評価、住民監査等々の制度がありますので、業務の公平性や公金、税金使用の監視等を行う制度があるから、公益通報制度をあえて導入する必要はないという考え方もあるかもしれませんが、県における公益通報制度について何点かお尋ねいたします。

公益通報者保護法は、一定の要件を満たす内部告発者を解雇などの不利益な扱いから守ることを目的に制定され、〇四年に成立し、〇六年四月一日から施行されました。この法律は、社会のためになると考えて、企業などの不正を告発した人が雇用主から報復されないよう民事上のルールを定めたものであります。通報を理由に降格や減給、不当な配置転換などの不利益な扱いを禁止し、損害賠償などを受けないようにするためのもので、解雇は無効とするという内容であります。

そこで、質問の第一は総務担当理事にお尋ねをしますが、昨年四月に施行された公益通報者保護法について、法令遵守と通報者の保護の観点から、本制度について県の基本的な考え方をお尋ねいたします。

加藤光治総務担当理事

公益通報者保護制度につきましては、議員お話のような趣旨で、平成十八年四月から——その前に法律は制定されましたが、施行されております。法律でありますので、法律の効果によって我々自治体も含めてそうした効果が及んでいる。つまり公益通報者保

護制度がスタートしている。このように基本的には認識しております。

そのようなことで、この法律の趣旨、すなわちこのような通報をした者に対して所定の不利益な取り扱いから保護すること。それから事業者や行政機関に国民の生命、身体、財産などの個々に関わる法令を遵守させることなど、この法律制定の趣旨ですね、そのことにつきまして趣旨を十分踏まえ、県として、このことについて施行することでありまして、したがって、十八年四月に間に合うように県としてはこの体制を整えて、これを適切に運用を図っている、このようなところであります。

桑原 功議員

公益通報者保護法が施行された十月に、内閣国民生活局企画課というところが調査をしたようであります。都道府県で制定されている通報に関する規定は、すべて要綱設置のようであります。条例化によって運営されている自治体はないようです。

そこで、お尋ねをしたいんですが、県の現状、県内市町村の実情についてはどんなふうになっているのでしょうか。

加藤光治総務担当理事

群馬県の状況でございますが、我が群馬県自体につきましては、この法律施行に合わせまして、これの適切な運用に努めるということ、具体的な運用手続につきまして任命権者ごとに要綱を定めております。例えば知事部局、企業局、病院局等の任命権者ごとに十八年四月一日付で要綱を策定し、スタートしております。

それから、県内の市町村でございますが、平成十八年八月現在でございますが、規程等を整備済み、または制定予定の市町村は十六市町村であります。

桑原 功議員

一連の質問は、いわゆる通報者保護の法律に基づいての制度なんです。ちよつと聞いたところによりますと、全国知事会は、要するに行政の顧問弁護士を除いた第三者による窓口設置を各都道府県に求め、その状況を毎年度公表するということを知事会で決めになっているようであります。

したがって、群馬県としては、この第三者の窓口設置ですね、それはやはり群馬県としてもこれからのこうした時代ですから、より組織の活性化とか、いい方の解釈に向けて全国で初めて条例化によるこうした制度の開設を検討する必要性というのはあるのではないかと思うんですが、知事のお考えをお尋ねいたします。

小寺弘之知事

昨今、日本の世の中でいろんな不祥事が起きております。構造計算がインチキであったとか、不正経理があったとか、偽装表示をしていたとか、とにかく人間うそをついたり正直でなかったり、そしてその結果不祥事が発生するわけですけれども、これはやはり根本的に見直さなければいけない時代に来ていると私は思っております。

そして、今まで内部から、要するに内部ということはその仕事に携わっている、よく知っている人が、これはおかしいと思いな

がらも大きな組織の中で言いづらいつるか不利益を受けるとかということ、そういうことがわかっていながらそのまま隠蔽されていたというのが実情であったと思います。そういうことを未然に防止するためにも、この法律の制定を契機に、内部であろうが外部であろうが、そういう通報制度をいい方向に使うべきであると積極的に私は考えております。そして、一番大事なことは、各企業や一般的にもそういう正義感、不正を許さぬぞということは求められておりますけれども、なかなしく行政庁においては、不正を自らやっつてはいけなし、また不正が行われることを見逃してはいけないという前提のもとにやっつていかなければいけないと思っております。

もちろん、それが悪用されて単なる個人の中傷、誹謗、人を陥れるためにそういうことをやることはもつてのほかでありますけれども、それはいろいろ第三者が入ったり何かすることによってチェックできると私は思っておりますので、不正防止のためにこういうことをきちんとこの制度を周知徹底し、必要ならばいろいろな条例等の検討も含めて積極的に検討をして、職員に正義感を持ってもらいたい、勇気を持ってやっつてもらいたい。勇気を出してやっつて、正当なことを言っている人に対してはきちんとそれに則つて正しい行政が行われるようにいたしたいというふうに私は思っております。

岩上憲司議員

農業における経営基盤の強化についてであります。今、世界では約八億の人が食べ物のないために飢えと栄養不足

に苦しみ、命を落としている人が多いわけであり、その一方で、私たち日本人の日常の生活は質・量ともに豊かで充実した状況であり、食べ物を残すことにさほど抵抗感を感じない世の中になっております。

しかし、その食材の供給をたどれば、輸入農産物への依存の大きさが浮き彫りになっております。高齢化や担い手の減少、経営基盤の脆弱さの問題と、WTO（世界貿易機関）の農産物自由化交渉や農業大国オーストラリアとのEPA（経済連携協定）交渉の開始など、国内外に重要課題を抱える農業の生産性向上は急がなければならぬと思っております。世界的人口増による食料危機が危惧される将来も視野に入れて、群馬県として一層の積極果敢な取り組みが必要だというふうに思います。

そこで、現在の群馬県の食料自給率はどのようになっておられるのか、また、その数値を群馬県としてはどのように捉えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

田中 修農業担当理事

群馬県のカロリーベースの食料自給率は平成十六年度で三四％であります。全国の平均が四〇％というような状況にあり、これは本県の農業がカロリーの面では高い生産のウェイトを占める作業が少なくということでもあります。野菜や畜産の生産が盛んなことが大きな要因になっております。野菜については、カロリーそのものが低く、また、畜産については飼料作がほとんど輸入であることから、輸入飼料によって生産された畜産物はカロリーベースの自給率から除かれるためであります。さらに、本県は海が

なく、水産物のウェイトも低いことも要因のひとつになっております。

カロリーベースの自給率は低いわけですが、現在の多彩で豊かな我が国の食生活や群馬県の農産物の付加価値等を適切に評価する、そういう面から金額ベースであらわした自給率について見る必要もあるかと思っております。この金額ベースの自給率については、本県は経済価値の高い野菜や畜産などの農業生産の特色が進んでいることから、平成十五年度のデータでは、全国が七〇％でありますけれども、本県は九三％と全国を上回っております。このようなことから、県では、現行の群馬県農業振興プラン等において、平成二十二年度を目標に、食料自給率、金額ベースの面では一〇〇％を目標に掲げております。

この取り組みについては、基本的には構造改革による経営体質の強化を図ることではありますが、具体的な施策としては、生産面では、消費者や食品産業のニーズに対応した農産物の生産の拡大のほか、集落営農等を重視した麦作の振興、あるいは中山間地帯の遊休農地等を活用した飼料作の拡大等に取り組み考えてあります。また、消費の面については、県産農産物の消費者の信頼確保や地産地消、食育の推進などによって積極的に取り組んでいくこととしております。

岩上憲司議員

一般的に言われているのがカロリーベースであるというふうに思いますし、このカロリーベースの自給率が上がってこない、やはり日本の食文化というか、食生活は危機に侵されてしまうの

ではないかというふうに私は思っております。この食料自給率がどんどん低下をしていってしまう状況を考えたときに、子ども、孫の時代になったときに、本当に深刻で、食べるものをどうするか、また、海外の輸入ばかりで輸入がストップだとか、どういう心配があるかもわからないわけであります。そのことをやはり、十分考えていく中で、食料の自給率を上げる、また、生産性を上げるためにも、私はどうしても担い手の確保というのが必要になってくると思っております。その辺についてはどうですか。

田中 修農業担当理事

議員のおっしゃるとおりで、担い手の確保については非常に重要なことであると思います。ただ、その担い手の確保に関連しても、畜産とか園芸とか、そういう部門に関連しては構造改革が進んでおり、担い手もしっかりした経営が育っております。問題なのは、土地利用型の米麦作等の担い手の問題であります。

岩上憲司議員

私も、その米麦の問題が重要であるというふうに思っているところでございます。米麦の意欲あふれる担い手の育成は、農業の経営安定の所得確保については不可欠であるというふうに思います。認定農業者の育成や集落営農組織等の法人化で経営基盤の強化を図ろうとしております。本県においては、品目横断的経営安定対策を推進してきた結果、認定農業者の五百五経営体が確立され、集団営農組織では百十一組織が設立されたと理解しております。こうした中で、特に集落営農組織は五年以内に法人化を図る

というふうになっております。県では、集落営農組織の持続的な発展を目指して今後どのように取り組み、法人化に向けて進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

田中 修農業担当理事

品目横断的な経営安定対策の推進により、県内では認定農業者五百五の経営体が育成されました。集落営農は百十一ほど設立されたところであります。この設立された集落営農の経営の基盤を強化するための方策について、県では群馬の水田農業を考える研究会等において昨年から研究を行ってきたところであります。その結果を踏まえて、米麦等の土地利用型作物に加えて、野菜作物等の高収益部門を導入することによって群馬型集落営農を育成していくというふうに考えております。

そこで、平成十九年度の当初予算において、集落営農の法人化と経営力の強化を図る事業として、ぐんま型集落営農法人育成支援事業及び稲・麦・野菜複合型経営モデル支援事業等を提案させていただきます。ぐんま型の集落営農法人育成支援事業については、ぐんま型の集落営農法人を目指すための研究会や研修等を実施する事業であります。また、稲・麦・野菜複合型経営モデル支援事業については、野菜の生産施設及び機械等、ソフト事業を支援するものであります。

◎休会の議決

二月二十六日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（二月二十七日）

◎一般質問（第一号から第九十五号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中 島 篤

- 1 カラ出張に係る余剰金三億七千万円の寄附について
- 2 副知事二人制について
- 3 ぐんま国際アカデミーについて

二 フォーラム群馬 塚 原 仁

- 1 食育の推進について
- 2 メンタルヘルスについて
- 3 図書館振興について
- 4 防災対策等について
- 5 バイオエタノールの展開について

三 自由民主党 金 子 浩 隆

- 1 給食費未納問題について
- 2 沼高・沼女の統合問題について
- 3 地球温暖化防止対策について
- 4 今後の治安対策について

四 県民の会 中 島 資 浩

- 1 若者就労対策について
- 2 男女共同参画の推進について
- 3 教育・子育てについて
- 4 震災対策について
- 5 農業問題について
- 6 尾瀬と環境教育について
- 7 昭和庁舎の美術館としての活用について
- 8 障がい者の自立について
- 9 政令指定都市の建設について

五 自由民主党 木 暮 繁 俊

- 1 地球温暖化防止のための森林整備について
- 2 有害鳥獣被害対策について
- 3 WTO・EPA対策について
- 4 耕作放棄地対策について
- 5 産業廃棄物処理の現状と処理施設の公的関与について

六 自由民主党 田 所 三千男

- 1 団地事業について
- 2 山間部への企業誘致について
- 3 有害鳥獣駆除と鳥獣保護対策について
- 4 藤岡高校・藤岡女子高校の跡地に関する問題について
- 5 「国際観光県ぐんま」について
- 6 藤岡インター周辺の土地利用について

中島 篤議員

副知事にお聞きするわけですが、長い年月決まらない中で、二年が経過をした中で、私どもは高木副知事が出てきたときに議会として同意をさせていただきました。

一年余がたつわけでありますが、ここで副知事二人制という話が出てきたわけですが、もちろん私も自身も法律改正が行われて、群馬県規模であれば複数の副知事を持つということもいいということの中でこうしたものが出てきたのはわかるんですけども、それを言っておかないとまた説明されちゃうと時間がかかるものですか。

それで、副知事はなられて今まさにナンバーツーとして一所懸命やっているわけです。副知事としてやっぱりもう一人必要だと思えますか。

高木 勉副知事

副知事に就任いたしましたして一年と数ヶ月が経過いたしましたけれども、私の感想としまして、極めて多忙であると、極めて毎日緊張感を持って臨まなければいけないと、そういう使命感を持っております。

群馬県の組織の場合は、知事、副知事、その下の理事ですね、理事は七人です。このいわゆる県庁で言いますと九級職というんですけれども、この比率は全国で五番目に少ないんですね。群馬県ではその九級職というのが十五人おりますけれども、栃木県は二十人おります。茨城県は三十六人ということで、比率にし

ましてもかなり高いんですね。それだけトップマネジメントといえますか、上が希薄であるということだと思います。そういう中できちんと日々群馬県を間違いないようにしていくには相応なエネルギーが要ります。

今、知事と私と二人で三役の仕事をしておりますけれども、私だけではなくて、むしろ私以上に知事の方に負担がかかっていると思います。そういう意味からして、県民の利益、そして県民の危機管理、安全を考えると非常に危険な状態であると、私はしっかりとした体制を築くと、そのために二人制というのは必要であると思います。

中島 篤議員

副知事は一人じゃどうにもならない。要するに、自分の能力では無理だという判断をされたということですよ。いいわけですね。要するに、もう一人いないと県民の負託にこたえられない、こういうことでよろしいわけですね。

高木 勉副知事

今の体制よりも二人の方がはるかに県民のためになるといふことであります。

それから経費のことがありましたので、ちよつと先ほど副知事の公舎の問題と車の問題――

中島 篤議員

ちよつとそれを聞いていないので、時間がありませんから。

高木 勉副知事

一言だけ言わせてください。

車については私専用でやっているわけではありません。それから公舎、私は渋川に自分の家がありますけれども、今公舎の方に入居しております。入居するかしないか私も考えたところではありますけれども、私は防災を担当した総務理事をやっております、当時浅間山の噴火と、そして中越地震を経験いたしました。中越地震のときには渋川ではありませんけれども、一時間かかりますね。特にそういうときには通信も途絶すると。これでは危機管理に当たれないと思ひまして、私は副知事の公舎に入居いたしました。そして二十四時間宿直をしているような気持ちでやっています。

中島 篤議員

今副知事からも話がありましたように、十六年度に理事制の導入をされました。十七年度には県民局をつくられた。そして十八年度には知事室長をつくられました。今副知事からも他県の様子も出ましたけれども、トップマネジメントの強化を大変されたというふうに思っております。しかし、同時に十九年度は百名を減員するという事も出ているわけでありまして、ここで副知事を一人増やすということは大変な経費がかかるということと、それは私は逆に言えば、さつき副知事が任せてくれと、おれ一所懸命やると、理事のメンバーと力を合わせてその分ぐらいは、そこで経費削減になるんなら頑張りますよという決意をいただきましたかっ

たんですが、そうもいかないみたいでありますので。一度私どもは、政調会長もお話させていただき、経費等々、まだまだ他県の状況を見たときにも、同レベルのところでも一人制を堅持していくところもあるし、検討中というところも約十県あるわけで、こうした中、何故にこの時期に知事がこういった二人制を出してきたのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

小寺弘之知事

これは行政機構が大きく時代とともに変わってきて、それで地方自治法も改正をして、出納長をやめて副知事を何人かにするということになったわけで、隣の栃木県では二人、茨城県も二人、東京都などは四人というふうなことでいるわけでありまして。これは例え話ですけれども、飛行機も小さいときにはプロペラは一つです。だけれども少し大きくなればプロペラは二つになる。大型機になれば四つになるということでありまして、やはり二百万円の安全と幸せを考えると、そのエンジンなりプロペラというものがちゃんとしっかりしていないと安心できないということではないでしょうか。あくまでも私はそういう標準形を言っているのであります。

金子浩隆議員

地球温暖化防止対策について知事にお尋ねいたします。尾瀬をはじめとする豊かな大自然を誇る我が群馬県こそ環境先進県として地球温暖化問題において日本をリードする役割を果たすべきであると、一年前この場において訴えました。しかしなが

ら、大変残念なことに、環境・森林担当理事の最初の答弁は、地球温暖化は人類共通の問題で県のレベルでは到底解決できる問題ではないが、県としても最大限の努力を払って取り組むというものでした。

今年の冬、昨年とは打って変わっての暖冬で、世界的には、アメリカのニューヨークでは、昨年十一月、十二月、そして今年の一ヶ月も雪が降らず、一月六日の最高気温が二一・六度で、桜が狂い咲きするほどだそうです。ヨーロッパのアルプスも一千三百年ぶりの暖冬で、積雪は例年の三分の一、県内では、高崎市になった榛名湖が三分の一結氷せず、ワカサギ釣りが今シーズン中止、我が利根沼田も町中には全く雪はありません。そして、二十世紀の森の雪合戦はとうとう中止になってしまいました。そして本県ではないんですけれども、冬眠できないクマが三つの県で一月に捕獲されているそうです。まさに大変な状況にあると思うのですが、これも残念なことに、今二月議会開会日の新年度県政推進に当たっての知事の提案説明、この提案説明では地球温暖化防止対策には何一つ触れられておりません。そこでまず、新年度、平成十九年度の我が群馬県の地球温暖化防止対策、何をどう進めるお考えなのか、お伺いいたします。

小寺弘之知事

地球温暖化の防止のために群馬県が率先してこれに取り組むという姿勢に間違いございません。新年度でいろいろ考えておりますが、これは昨年三月に策定した第二次群馬県地球温暖化対策推進計画（新コソコソプラン）に基づいてやっていきたいと思っ

ております。具体的に申し上げますと、身近な生活で言えば、マイバッグキャンペーン運動を継続してやります。これは昨年度、平成十八年度の実績で見ますと、延べ十一万人の人が協力をしていただきました。百二十万枚のレジ袋の節約となりました。これを石油に換算するとドラム缶で約百二十三本に相当いたします。

それから、群馬県環境スタンダード認定制度というものを拡大いたしました。これは平成十八年度は三百三十三事業所でございますけれども、こういった事業所の協力をさらに増加したいと思っております。

それから三つ目として、食用油を使ったやつ、廃食用油のリサイクル運動や「菜の花エコプロジェクト」、これは菜の花の栽培、それから菜種油の採取、それから廃油の回収、軽油相当の燃料製造、再利用等々のそういった「菜の花エコプロジェクト」の推進を行います。

それから四番目として、車社会ではありますが、これをエコドライブキャンペーンということで環境に配慮した自動車の利用促進を行ってまいります。それから、県庁でも「エコD.O.！」ということで、率先、実行しようということでありまして。ペーパー類は少なくいたします。ごみの分別、これを二十二区分にわたってやります。それからクールビズなども省エネでやっております。

また、今年度からは、県庁舎の電力について厳しい環境配慮基準、つまり法令の基準よりも二〇%程度厳しい基準を設定して、二酸化炭素の排出基準に積極的に取り組む電気事業者から電気調達すると、こういうようなことをやっております。

金子浩隆議員

要は、群馬県が日本の先進県としてこの地球環境、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいくんだという知事の姿勢を示していたきたいと思つてこの質問をさせていただいております。

昨年の七月ですけれども、同じく地域活性化対策特別員会で徳島県を視察してまいりました。徳島県は、群馬県と同じように県土の八割を森林が占めておりまして、坂東太郎の利根川のように四国三郎と言われる清流吉野川が流れて、鳴門の渦潮などの豊かな自然状況のもとで、県民意識、モラルの高揚を図り、県が先導役を買って出るといふ、まさに環境先進県を目指して、環境首都とくしま憲章を制定しています。

知事をトップに、庁内に県環境対策推進本部を設置して、いわゆるP D C A方式で個別の政策を点検評価する企画評価委員会も庁内に設置して、何よりも知事のマネフェストから、二酸化炭素排出削減目標は国の六%を上回る一〇%削減を目標としているそうです。他県のこういった先進的な取り組みはやはり参考とすべきだと思っております。我が県においても、温暖化防止のための新エネルギー開発ということで、新政策課科学技術振興室が群馬県の新エネルギーとして県内市町村の取り組み状況を報告、ホームページで発表しております。

しかしながら、これは残念なことに、市町村に対するアンケート調査でとまってしまっているのが状況だと思えます。さらに環境政策課の木質バイオマス発電、これも昨年も質問させていただきましたけれども、今までに四千万円の子算を投入しながら、地元の問題でしりすばみになってしまっています。吉岡に県内唯一

一基の風力発電機がございますけれども、これは企業局が所管をしております。県民駐車場屋上の太陽光発電パネル、これは管財課が所管をしております。なかなか新エネルギー開発に向けての県庁内の体制が一元化されていないのが現状だと思っておりますが、こういった庁内の組織、機構上の問題としても大胆な取り組みが必要だと思つておりますけれども、知事のお考えはいかがでしょうか。

小寺弘之知事

環境をよくしていくという認識がきちんとありまして、それで企業局なりそれぞれの部署において取り組んでいると、バイオマスも取り組んでいると、管財課も取り組んでいるというふうな理解をしていただければいいんじゃないでしょうか。

本会議第五日（二月二十八日）

◎一般質問（第一号から第九十五号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 須藤 日米代

1 子育て支援について

2 幼児教育について

3 わたらせ溪谷鐵道存続に対する県の支援について

二 公明党 福重隆浩

- 1 安心安全の街づくりの取り組みについて
- 2 若者、中高年、障害者に対する就職支援について
- 3 県営住宅の子育て世帯や社会的弱者の優先入居について
- 4 土砂災害の警戒情報について
- 5 看護師等の不足対策について
- 6 ぐんまこども未来プロジェクトについて
- 7 高齢者の孤独死問題について
- 8 自殺予防対策について

三 自由民主党 橋爪洋介

- 1 中心市街地の活性化について
- 2 北関東自動車道開通について
- 3 障がいのある子どもたちへの施策について
- 4 旧高崎競馬場跡地利用について
- 5 「群馬のブランド」づくりについて
- 6 森林内の不法投棄について

四 無所属の会 今井哲

- 1 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録に向けての取り組みについて
- 2 教員の不祥事への対応について
- 3 いじめや不登校について
- 4 公立高校の退学者について
- 5 子育て支援等について

6 県営住宅に関する諸課題について

- 五 自由民主党 安楽岡 一雄
- 1 ぐんま国際アカデミーのその後について
- 2 今日格差社会の是正について
- 3 地球の温暖化と森林について
- 4 工業団地分譲について
- 5 国道三五四号について

六 自由民主党 松沢睦

- 1 県民経済の現状認識について
- 2 歴代知事の県政運営等に対する感想について
- 3 「二十一世紀のプラン」について
- 4 知事の退職金について
- 5 副知事二人制について
- 6 知事の選挙対策と県政執行上の問題点について
- 7 ぐんま国際アカデミーについて

須藤日米代議員

昨年九月議会で、須藤昭男議員の質問に対して小寺知事は、鉄道の再生には行政頼みの経営支援だけでは限界があり、重要なのは沿線住民の熱意で、沿線の人々や沿線自治体等の関係者が一致団結して取り組む必要があると答弁をされました。こうした中、昨年十月、鉄道再建を願う沿線の有志が結集し、わたらせ渓谷鐵道市民協議会という強力な鉄道支援組織が設立されました。市民

協議会では、これまで個々に活動していた沿線の個人や団体、企業などをネットワーク化し、市民の力を結集して鉄道を活かした地域づくりを進めようとするもので、行政や会社とも協働しながら従来の鉄道支援団体枠を超えた支援活動を実施するものであります。鉄道再生の切り札として大いに期待しているところです。また、最近沿線自治体が実施した乗降調査では、わたらせ渓谷鐵道の乗車人員はここ数年あまり減少していないといった調査結果が出ていることも聞いております。

そこで、一月に提出された会社の経営計画や市民協議会の設立といった状況の中で、わたらせ渓谷鐵道を取り巻く環境は、平成十七年度の夢切符を導入した当時とは大分状況が変わってきたのではないかと思います。改めて、わたらせ渓谷鐵道の存続に対し知事はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

小寺弘之知事

結論的に申しますと、私はわたらせ渓谷鐵道に対して夢を持っておりません。そもそもこの鐵道ができたのは、足尾銅山があつて、その資源を運搬するというようなことから足尾線が発足しておりますが、その後、通勤、通学、そういう生活路線として定着してまいりました。ただ、昭和六十二年の例の国鉄の分割民営の際に、いわば足尾線が切り捨てられるということになってしまいました。これではいけないということで、第三セクターとしてのわたらせ渓谷鐵道が発足したということがございます。その当時も地元熱意は相当なものもございました。ただ、その後、運営するにしたがってだんだんだんだんと経営が悪化してきたというよ

うなことがございます。

ただ、地球全体の温暖化の問題とかいろんなことを考えても、鐵道というのはやはり有効な乗り物でありますので、私とすればできれば残したい。そして今後、単に通勤、通学だけではなくて、觀光列車としての使い道というのを考えていかなければならないのではないかとということもありません。日光とも結んでいくかと。そうすると鐵路だけではなくてタイヤも使った、両方使えるような車両の導入もどうかということも研究なさっているわけでありまして、そういった夢を持ちながら沿線の住民の皆さんと一致協力して、できることならばこれを存続していければと思っております。栃木県知事の福田さんともよく隣同士で会うわけですから、福田さんといつもこれを話題にして、できるだけ残したいよねということでも話しをしているところでございます。

須藤日米代議員

ありがとうございます。心情的には残したい、ありがたいお答えです。でも、心情的だけではいつまでたつても支援をするという方向性が見出せないように思います。ここいらで何とか決めていただきたい、存続に向けて本当に力強い意思を持っていただきたい、沿線住民としてはこのように切に要望するものでございます。一番のネックは乗降客、そして赤字削減だと思えます。会社も一所懸命できない努力もしております。地域住民も一所懸命支援をする体制をとっております。そして知事はわたらせ渓谷の景觀をこよなく愛していただけると思っておりますので、この地域の財産ともなるわたらせ渓谷鐵道を残す努力を必死でしております。

すので、ぜひ残す方向で知事には御決断をお願い申し上げます。知事に最後に質問をさせていただきます。

経営対策事業基金が枯渇したわたらせ渓谷鐵道についても、同じ県内を走る上毛電気鐵道や上信鐵道と同様の群馬型上下分離方式による支援を実施すべきではないかと私は思いますが、知事はどうお考えでしょうか。

小寺弘之知事

鐵道には通常の運営経費と、それから鐵路の建設とか、あるいは車両の導入とか、そういう設備投資と二種類あると思います。少なくとも通常の運営についてはある程度の乗降客を確保して運転してほしいと。ただ、大規模な一時的な投資がある場合は、これは公共的見地から県も支援してまいりたいと、このように考えております。

須藤日米代議員

みんな同じ群馬県内を走る鐵道です。同等の支援を切にお願い申し上げます。わたらせ渓谷鐵道がもし廃線になったら二度と復活することはないと思います。もし鐵道存続をあきらめ、バス転換を選択した場合は、利用者のバス離れ、観光客の激減、経済の維持困難、人口流出による地域経済の破綻といった状況が他地域では実際に起こっております。足尾線が存続危機のときを乗り越え、昭和六十三年、わたらせ渓谷鐵道が設立され、地域の皆様、行政に支えられ、脈々と引き継がれてきた歴史がそこにはあります。今や観光には欠かすことのできない路線であり、私たち地域

に住む住民にとりまして、教育、医療、産業を支え、語らい安らぐ場として地域に密着し、親しみ、かわいがってきた鐵道であります。

わたらせ渓谷鐵道の会社も並々ならぬ経営努力をしておりますし、絶対存続させるといふ強い意思のもと頑張っております。私たちもそれを支え、もつともつとわたらせ渓谷鐵道を支援していく努力を惜しまぬ覚悟であります。わたらせ渓谷鐵道の存続に向けての力強い知事の御支援、よろしくお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

松沢 睦議員

四番目になりますけれども、知事の退職金に対するお考えは先の議会で聞きました。いずれにしても、大きなお金が決まったわけです。県民から見ると、率直に、二億円ももらうのかという感じを持っていきますし、第三者機関でこれは当然だという決め方もあった。それを否定するつもりもないが、しかし、もらうのは知事だし、執行するのも知事ですから、これは一体どういうふうに考えたらいいのか、知事自身はどう考えているのかなということを率直に感じていきますけれども、お答えできますか。

小寺弘之知事

責任者に対する報酬はいかにあるべきか、特に政治家に対する報酬はいかにあるべきかというのは難しい問題だと思います。それだけに私は個人的なことを挟まずに、社会的にいろいろ見識のある、立派な、公平・公正な考えの方々に、条例で定めてある

報酬審議会に第三者機関として白紙で諮問をいたしました。そして、そういうお答えをいただきましたので、それを条例化するのが適当であると思つて条例化しております。

松沢 睦議員

公式の答弁はこの間と同じですから、答弁はそうだろうとは思いますが、しかし、もうこれは知事ですし、しかも、報酬審議会におかれましても相当議論はあつたと思ひますけれども、うまく決めるものですわね。一億九千幾らとかいうので。二億円は超さないように計算してある感じで、どういふのかな、こゝういふふうには思ふけれども、いずれにしても、それはそれとして、お立場もわからないではないということもある。しかし、現状の流れの中で、これだけ大きな変化の中で、ある実態の中で、もうこれは知事ですから、もうとうきの決断がどうなるのかなということは今後も興味・関心を持つていきたいと思ひます。

そこで、次の質問に移りますけれども、知事は七月の選挙に立候補するということを表明して、今、事前運動というか、準備をしていふようでありますけれども、毎日、新聞に出ていた——これからどうなるのかわかりませんが、あの推薦だ、この推薦だと随分にぎやかで、推薦するのは推薦してくださいる人があるからありがたいと、知事はそうおっしゃるかもしれませんが、私も、我々が見ていると、あれも補助金をもらつていふ団体だよね、これも許認可をもらつていふ団体だよねと。その頭がみんな県に来ていて、末端は各市町村にあつて、どういふものかという、知らない、聞いたこともない、こゝういふ話で、頭だけで決

たのかなと。それがいかにも全体が推薦しているような雰囲気である。これも選挙活動のひとつだと、どういふのかなというふうに思ひますけれども、そういう流れというのは知事は自然だと思ひますか。

小寺弘之知事

私に対して推薦してくださいる方は、決してこちらから働きかけたわけでもなし、自発的にやつてくれた方であります。中には、えつ、本当に私を推薦してくれるんですかというくらい立場の方もおられるわけで、私は、選挙のために推薦してもらつとか、そんな選挙をやるのはモットーではありませんので、自由にやつていただきたいと思つております。むしろ自民党の推薦団体についてはいかがなんでしょうか。そういうことは全くないのでしょ

松沢 睦議員

公平・公正な県政をやるというお立場で県政をやつてこられたということでありまして、人間ですから全部公正というわけにもいかないからいいでしょうけれども、そういう今のお答えのようなお考えならば、この団体から推薦を受けては具合が悪いと思う団体もあるんだから遠慮なさつたらどうですか。

小寺弘之知事

私を推薦していただくときに推薦者とよくお話をしまして、意見が一致した場合に推薦をしていただいているわけで、何でもか

んでもたくさん推薦があればいいとか、何でもいらっしやいとかいうことでやっているわけではありません。そして、それによって県政が公平・公正を損なうということは決してありません。

松沢 睦議員

そこで、推薦のされ方ですね。私どもは見たことがないからわからないけれども、みんな知事室だか秘書課に行つて推薦状を渡すんだそうで、そこへテレビが行つたり、ラジオが行つたりして、それで取材して、そこへ、知事がうれしそうに顔して出ていく。これは一体どういうことかいなと。そういうことがあったのでしょうか。

小寺弘之知事

それはあります。それから、事務所で受け取ることもあります。それは、政治家である知事というのは公務もやりますし、政務もやるわけでありまして、それは議員だつて同じことではないですか。政治に携わる以上、どこからどこまでがどうというふうにはつきりと区別できないときがあると思います。しかし、私は、それによつて公私混同するとか、選挙でもつて県庁の力を使うとか、そういうことは全くありませんのでご心配なく。

松沢 睦議員

それだけきれいな言葉を使わない方がいいんじゃないのでしょうか。こういう問題についてどうですか、何か要望はありますか、予算をつけますよ、なんてことを知事が議員に言うという

のはよくないと思うよ。それは聞かれた人はたまげちゃうね。そういうことではないんですよ。ですから、そういう点で、私だけには正しいんだよ、そういう理屈はないんですよ。みんなが見ているわけですから。判断するのは県民ですから。ただ、周りにいる方々は、そういうことでもいいのかなと思うし、それは当然だと思ふことはあるでしょうけれども、いずれにしましても、県民に選ばれたお立場ですから、そういう点をしっかり見詰めながらやっていたきたいというふうに思います。

◎議案の委員会付託

第一号議案から第九十五号議案及び承第一号は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

三月一日及び二日、五日から八日までの六日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第六日（三月九日）

◎第一号から第九十五号までの各議案及び承第一号並びに各請願を議題とした委員長報告

金田克次保健福祉常任委員長、木暮繁俊環境農林常任委員長、田所三千男産業経済常任委員長、金子一郎県土整備常任委員長、真下誠治文教警察常任委員長、松本耕司総務常任委員長、矢口

昇予算特別委員長、原 富夫決算・行財政改革特別委員長、腰塚 誠地域活性化対策特別委員長、中沢丈一教育環境づくり特別委員長、小林義康安全・安心なくらし特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○木暮繁俊環境農林常任委員長（概要）

初めに、環境・森林局関係であります。まず、県産木材の需要拡大の取り組みについて質疑されるとともに、景気が拡大している中国への木材の輸出について見解が求められました。

次に、森林整備に関して、作業の効率化の観点から近年採用されている列状間伐について、その実施状況が質されました。

さらに、地球温暖化防止対策としての森林整備計画の状況が質疑去れ、森林組合の経営向上や担い手対策への貢献について質疑がなされました。

次に、廃棄物問題について、PCB廃棄物の現状と処理の状況及び今後の県の対応について見解が求められました。

続いて、農業局関係であります。まず、県立農林大学校授業料の改定について、値上げの理由や講師の状況などが質疑され、学校予算編成の中で十分な議論を行ったのか、また、依然として厳しい社会情勢の中で、授業料の値上げを家庭に負担させてよいのかなど様々な議論が行われました。

次に、鳥獣害対策について、ベアドッグやモンキードッグ事業の内容や家畜を活用した緩衝帯づくりに対する見解が求められ、各農業事務所に設置される有害鳥獣対策専門官など地域における

総合的な取り組みの必要性が述べられました。

さらに、狩猟免許の取得経費や狩猟税について、スポーツや娯楽としての狩猟捕獲と鳥獣害対策としての農家が行うイノシシ等の捕獲は、その目的が異なっており、被害農家に対しては経費の補助や狩猟税の減免措置などの対策を検討すべきとの意見が述べられました。

○真下誠治文教警察常任委員長（概要）

警察本部関係では、まず、来年度、国費による更新が予定されている警察ヘリコプターについて、その価格、性能、年間の維持経費などに関して当局の説明が求められました。

また、今回の更新に伴い、操縦士、整備士が新たに資格を取得することが必要になることから、研修の内容や経費の妥当性などについて質疑がなされました。

続いて、今定例会に上程されている青少年健全育成条例について、警察の果たすべき役割や青少年の深夜外出を制限する規定の運用方針などに関して議論が交わされました。

次に、市町村の合併に伴い、行政と警察の管轄区域にねじれが生じていることから、警察署再編に対する考え方について当局の見解が求められました。

次に、教育委員会関係ですが、まず、第三十六号議案「群馬県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例」について、高校授業料の値上げの是非を巡り、詳細な質疑が行われました。

その概要を申し上げますと、格差社会が指摘され、給与水準が下落している今日、定期的に値上げを行うことは安易ではないの

か。値上げによる四千万円余の増収は、県財政にとってどの程度の効果があるのか。値上げの決定は、家庭の負担能力を考慮してなされているのか。値上げを行わない場合、減収分の財政負担はどうなるのか。第三十六号議案に関する質疑の概要は以上のおりであります。

○松本耕司総務常任委員長（概要）

初めに、平成十九年度当初予算に計上されている特別養護老人ホームの緊急整備対策事業について、緊急に入所が必要な在宅待機者に対応するため、補助枠を七百床に大幅拡大した件で、事業費全額を「繰越明許費」に計上することとした理由や、平成十九年度の事業実施見込みなどについて質疑されました。

そして、「繰越明許費」の設定は、当初予算ではなく補正予算で対応すべきであり、現時点においては七百床すべてを年度内に完了するよう最大限努力すべきであると指摘されました。

次に、第十四号議案群馬県副知事の定数に関する条例について、副知事を二人とすることに伴う財政負担について質疑されるとともに、三位一体改革で財政状況が厳しい中にあるのは、トップマネジメントはスリムな方が良いのではないかと、また、理事制の導入や県民局の設置、知事室長の設置についても検証できていない状況であり、現時点で副知事を二人とする必要性は理解し難いとの意見が述べられました。

そして、今任期中の議会で、副知事二人制については一度否決した経緯があり、今年七月の県知事選挙後に改めて議論すべきではないかとの意見が述べられました。

続いて、ぐんま国際アカデミーに対する私学助成問題について、昨年二月の定例会で早急な解決を求める附帯決議をしたところであるが、当事者間の話し合いは中断となったままであり、九月定例会では、知事、太田市長出席のもと、集中審議まで行い、増額補正を求める決議もしたが、その後も予算措置はされていないとの状況が説明され、一連の経過について担当理事の見解が質されました。

○原 富夫決算・行財政改革特別委員長（概要）

まず初めに、昨年四月に指定管理者制度を導入し一年が経過することから、施設運営面等の検証状況について質疑されるとともに、しつかり検証し、次年度以降の運営に活かしてほしいとの意見が述べられました。

次に、夕張市の財政破綻事例が紹介され、本県の市町村に対する行財政改革に関する指導の状況について質疑されました。また、関連して、自治体の財務チェックの仕組みなどについて質されました。そして、市町村合併に対する県の対応や合併後の市町村の将来展望、さらに、合併特例債の運用実態について担当理事の見解が質されました。

次に、行政事務手続きに時間がかかるとの県民意見もあるとの指摘があり、行政手続条例の運用状況について質疑されるとともに、行政サービスの向上について要望されました。

続いて、職員の定員管理について、それぞれの業務に必要な人員の積算がなければ、人員配置が適正かどうかの判断ができないと指摘されるとともに、人事評価制度を機能させるためにも、個

々の職員の業務に対する負荷を把握する必要があるのではないかと
の意見が述べられました。

次に、県民局の機能強化など地域完結型の行政執行について要
望されたほか、東毛地域における県境振興対策及び隣接県と連携
した広域行政の検討などについて質疑されました。

○小林義康安全・安心なくらし特別委員長（概要）

初めに、居住区域における生活道路の交通安全対策について、
歩道が狭く歩きにくいところや電柱などが障害物となっていると
ころなど歩行者にとつての危険箇所や、ガードレールの反射板や
道路照明の欠損など、道路の危険箇所の迅速な補修について質疑
がなされ、警察と道路管理者の連携について見解が求められまし
た。

また、自転車の交通安全対策について、自転車の通行に関わる
危険箇所の点検を行うとともに、歩行者や自転車など交通弱者に
対する安全対策が資され、積極的な対応が要望されました。

次に、高度先進医療に関する審議の際、参考人として群馬大学
関係者の出席を求め、がんの最先端治療施設として県内外から大
きな期待が寄せられている重粒子線照射施設の今後の運営計画や
資金計画について質疑がなされるとともに、施設稼働後の経常経
費に対する問題とともに、患者の見込み数や患者確保の施策など、
経常収支の見通しについて群馬大学の見解が求められました。

また、一人当たりの治療費が約三百十四万円かかることについ
て、患者の負担を軽くする施策を行うなど、より多くの県民が安
心して治療を受けられるよう、大学と自治体との十分な連携が要

望されました。

そのほか、食の安全・安心の観点から、食品安全会議のこれま
での取り組み状況や今後の方針が質疑されるとともに、農薬の使
用が制限される中で、農作物の病害虫被害の状況や対応策が質疑
されました。

◎討論

総務常任委員長から報告のあった第一号議案第一表歳入歳出
予算のうち、歳出中第二款総務費第二項文教費、第十四款予備
費第一項予備費の修正案についての討論

フォーラム群馬 長崎博幸 反対討論

自由民主党 長谷川嘉一 賛成討論

オンリーワン県政 岩上憲司 反対討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 賛成討論

◎採決

修正案は可決

◎討論

保健福祉常任委員長から報告のあった第一号議案第二表繰越
明許費及び本文の修正案についての討論

フォーラム群馬 黒沢孝行 反対討論

自由民主党 星野寛 賛成討論

日本共産党県議団 早川昌枝 反対討論

オンリーワン県政 岩上憲司 反対討論

◎採決

修正案は可決

◎討論

修正議決した部分を除く第一号議案についての討論

日本共産党県議団 早川昌枝 反対討論

自由民主党 南波和憲 賛成討論

フォーラム群馬 塚越紀一 賛成討論

オンリーワン県政 岩上憲司 賛成討論

◎採決

修正議決した部分を除く第一号議案は原案のとおり可決

◎討論

総務常任委員長から報告のあった第十四号議案の修正案についての討論

フォーラム群馬 桑原 功 反対討論

自由民主党 中島 篤 賛成討論

オンリーワン県政 岩上憲司 反対討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 賛成討論

◎採決

修正案は可決

◎討論

産業経済常任委員長から報告のあった第三十四号議案の修正案及び修正した部分を除いた第三十四号議案についての討論

オンリーワン県政 岩上憲司 反対討論

自由民主党 橋爪洋介 賛成討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 賛成討論

◎採決

修正案及び修正議決された部分を除いた第三十四号は可決

◎討論

保健福祉、環境農林及び文教警察の各常任委員長からの報告のあった第三十六号議案についての討論

フォーラム群馬 塚原 仁 反対討論

自由民主党 織田沢俊幸 賛成討論

オンリーワン県政 岩上憲司 反対討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 賛成討論

◎採決

第三十六号議案は否決

◎討論

採決した各案件を除く各議案及び各請願についての討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

自由民主党 南波和憲 賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎発議案の付議（職員朗読）

会議結果

議第一号議案 「臓器の移植に関する法律」の早期見直しを求め

一 議案審査の状況

る意見書

知事提出議案九十六件（うち可決九十二件、修正議決三件、

議第二号議案 LDC無税無梓措置の拡大に関する意見書

否決一件）

議第三号議案 群馬県議会議規則の一部を改正する規則

議員提出議案四件（うち可決四件）

議第四号議案 群馬県議会議会条例の一部を改正する条例

二 請願の審査状況

請願三十件（うち採択五件、一部採択七件、不採択三件

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

審査未了二件、継続審査十三件）